

北秋田市地域防災計画

[第3編～第5編]

令和4年6月

目次

第3編 地震災害対策編	341
第1章 地震被害想定等	343
第1節 地震に関する知識.....	343
第2節 北秋田市周辺の活断層.....	351
第3節 積雪期の地震.....	356
第4節 地震・震度観測体制.....	357
第5節 地震等に関する調査研究.....	358
第6節 地震被害想定調査.....	359
第2章 地震災害予防計画	367
第1節 計画的な地震防災対策の推進.....	367
第2節 災害情報の収集、伝達計画.....	369
第3節 火災予防計画.....	371
第4節 建築物等災害予防計画.....	373
第5節 公共施設災害予防計画.....	376
第6節 農業災害予防計画.....	381
第7節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画.....	382
第8節 積雪期の地震災害予防計画.....	384
第9節 行政機能の維持・確保計画.....	387
第2章 地震災害応急対策計画	388
第1節 地震情報等の伝達計画.....	388
第2節 ライフライン施設応急対策計画.....	393
第4編 火山災害対策編	403
第1章 火山防災と活火山	405
第1節 火山防災の基本理念.....	405
第2節 北秋田市周辺の活火山.....	406
第2章 火山災害予防計画	410
第1節 計画の方針.....	410
第2節 火山防災協議会活動計画.....	411
第3節 防災訓練計画.....	413
第4節 防災情報の収集・伝達計画.....	414
第5節 入山規制計画.....	419
第6節 農林漁業災害予防計画.....	420
第7節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等.....	421
第3章 火山災害応急対策計画等	422
第1節 噴火警報等の伝達計画.....	422
第2節 避難計画.....	425
第3節 継続災害への対応.....	426
第4節 災害復旧計画.....	428
第5編 災害復旧編	429
第1節 公共施設災害復旧計画.....	431
第2節 農林漁業経営安定計画.....	437
第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画.....	440

第4節	被災者の生活支援計画.....	441
第5節	義援金の受入及び配分に関する計画.....	458
第6節	財政負担に関する計画.....	459
第7節	激甚災害の指定に関する計画.....	461
第8節	罹災証明書発行要領.....	463

第3編 地震災害対策編

第1章 地震被害想定等

第1節 地震に関する知識

第1. 震度（揺れの強さ）

震度とは、ある場所における、地震動による揺れの強さを表わす尺度である。日本では、震度0、震度1、震度2、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強、震度7の10階級で表される。なお、震度0は地震計にだけ記録されるもので、人体には感じない程度の揺れである。

以前、気象庁では職員の体感と周囲の状況で震度を決めていたが、平成8年からは計測震度計を導入し震度を自動計測している。計測震度計は各市町村役場等に設置され、これにより観測地点は飛躍的に増加し、きめ細かい震度情報の提供が可能になった。

一つの地震でも観測場所（震源からの距離）や地盤の性質などにより震度は異なる。一般的には、規模の大きな地震でも震源から離れるほど震度は小さくなり、また、規模の小さな地震でも震源が近ければ震度は大きくなる。

震度1以上の地震を観測した時は、震度と観測した場所の地名が付され、気象台から地震情報として発表される。震度による揺れの程度・周囲の状況等については、気象庁の「震度階級関連解説表」に記載されている。

第2. 地震の規模：M（マグニチュード）と地震のエネルギー

地震そのものの大きさを表わす尺度として考え出されたのがマグニチュードである。気象庁では「地震の規模」として公表し、「M」で表される。

マグニチュードの値が大きな地震ほど、大きなエネルギーが放出されるが、放出されるエネルギーは、地形変動や熱などに変換されるため、正確な地震エネルギー値を求めることは非常に難しいとされている。

さらに、マグニチュードも厳密な数値ではなく、このことから、マグニチュードとエネルギーの関係も、おおよその関係であると考えられる。

マグニチュードは、値が1つ大きくなると地震のエネルギーは約32倍、2大きくなると約1,000倍（約32倍×32倍）、3大きくなると約3万倍（約32倍×32倍×32倍）という関係にある。M8の地震の1つでM7の地震約32個、M6の地震約1,000個分のエネルギーに相当する。

これまでで観測史上最大のマグニチュードは、チリ地震（1960年）の9.5である。目安として、大地震がM7以上、巨大地震がM8以上である。

【参考】

・大正12年	関東地震（関東大震災）	……	M7.9
・昭和58年	日本海中部地震	……	M7.7
・平成7年	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	……	M7.3
・平成20年	岩手・宮城内陸地震	……	M7.2
・平成23年	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	……	M9.0
・平成28年	熊本地震	……	M7.3

第3. 地震波

1. P波、S波、表面波

地震が起きると、震源からP波（たて波：初期微動）とS波（横波：主要動）の2つの地震波が発生する。P波は、地殻の浅いところでは毎秒約6kmの速度で、またS波は毎秒約3.5kmの速度で伝わる。

P波とS波では伝わる速さが違うため、まず小さな揺れ（P波）を感じ、しばらくして大きな揺れ（S波）が始まる。震源から遠くなるほどこの間隔が長くなる。さらに、震源が浅い地震では、地表面を伝わる表面波と呼ばれる、大きな揺れがS波の後にやってくる。

なお、このP波とS波の伝わる速さの違いを利用して、気象庁は緊急地震速報を発表している。

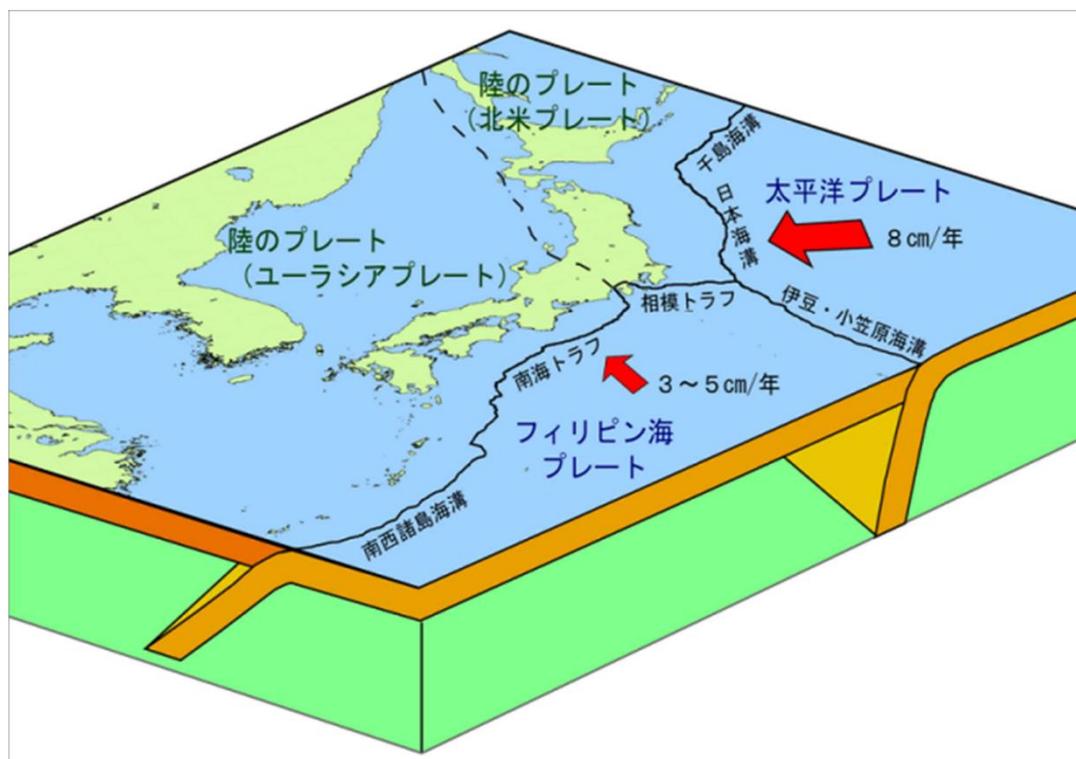
第4. 地震の種類

1. プレート境界の地震

日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレート（北米プレートやユーラシアプレート）の方へ1年あたり数cmの速度で動いており、陸のプレートの下に沈み込んでいる。このため、日本周辺では、複数のプレートによって複雑な力がかかっており、世界でも有数の地震多発地帯となっている。

海のプレートが沈み込む際に陸のプレートを地下へ引きずり込むため、陸のプレートが引きずりに耐えられなくなり、跳ね上がる時に起こるのがプレート境界の地震である。

■ 日本付近のプレートの模式図



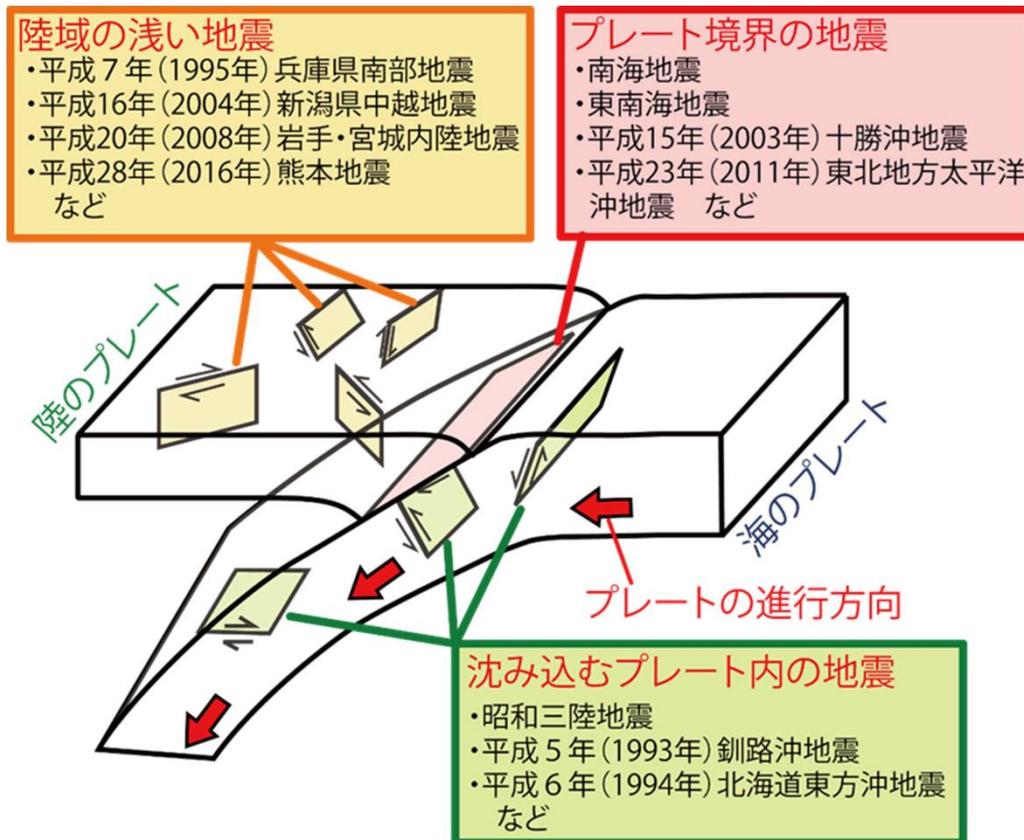
出典：気象庁ホームページ

(2) プレート内部の地震

プレートの内部に力が加わって発生する地震が、プレート内の地震である。プレート内の地震には、沈み込むプレート内の地震と、陸のプレートの浅いところで発生する地震（陸域の浅い地震）がある。

陸域の浅い地震は、プレート境界で発生する地震に比べると地震の規模は小さいが、人間の居住地域に近いところで発生するため、大きな被害を伴うことがある。

■ 日本付近で発生する地震



出典：気象庁ホームページ

第5. 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の基準として利用されている。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された時に、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを目安を示す資料である。

■ 使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に止まる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■ 木造建築（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

(※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2節 北秋田市周辺の活断層

第1. 活断層

1. 活断層の定義

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第四紀（約200万年前から現在まで）において繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のことをいう。

2. 地震断層

地震により地表に現れた断層を地震断層といい、例えば野島断層（平成7年兵庫県南部地震）、根尾谷断層（1891年濃尾地震）が代表格であり、秋田県では1896年の陸羽地震により地表に現れた千屋断層（旧千畑町）が陸羽地震の活動記録として保存されている。

なお、断層が地表に現れる地震の規模は、おおむねM7以上とされている。

3. 活断層の確実度・活動度

活断層の確実度とは、空中写真判読等から活断層の存在を特定するための指標で、確実性の高い順にⅠからⅢまでの3階級に分類される。

また、活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年あたりの変位量（平均変化量）によって、変位量の大きい順にA級からC級までの3階級で分類され、断層活動による地震の規模は変位量に比例し大きくなる。

例えば、1万年前に形成された地層が断層を境に20mずれていた場合、この場合の平均変位速度は千年あたり2mとなり、活動度はA級となる。

しかし、確実度については、活断層を特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」又は「活断層でないもの」に2分類され、活断層の正確な数が把握されることになる。

■ 確実度の分類表

確実度 Ⅰ	活断層であることが確実なもの。 断層の位置、変位の向きがともに明確であるもの。
確実度 Ⅱ	活断層であると推定されるもの。 断層の位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。
確実度 Ⅲ	活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因、例えば川や海の浸食による崖、あるいは断層に伴う浸食作用によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

■ 活動度の分類表

活動度 A級	平均変位速度：1m以上 10m未満／千年
活動度 B級	平均変位速度：0.1m以上 1m未満／千年
活動度 C級	平均変位速度：0.01m以上 0.1m未満／千年

4. 活断層による地震

活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でM7クラスを超える地震が発生した場合は、

津波が発生する。

また、陸域の活断層による地震（内陸直下型地震）は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる場合がある。

5. 秋田県内の活断層

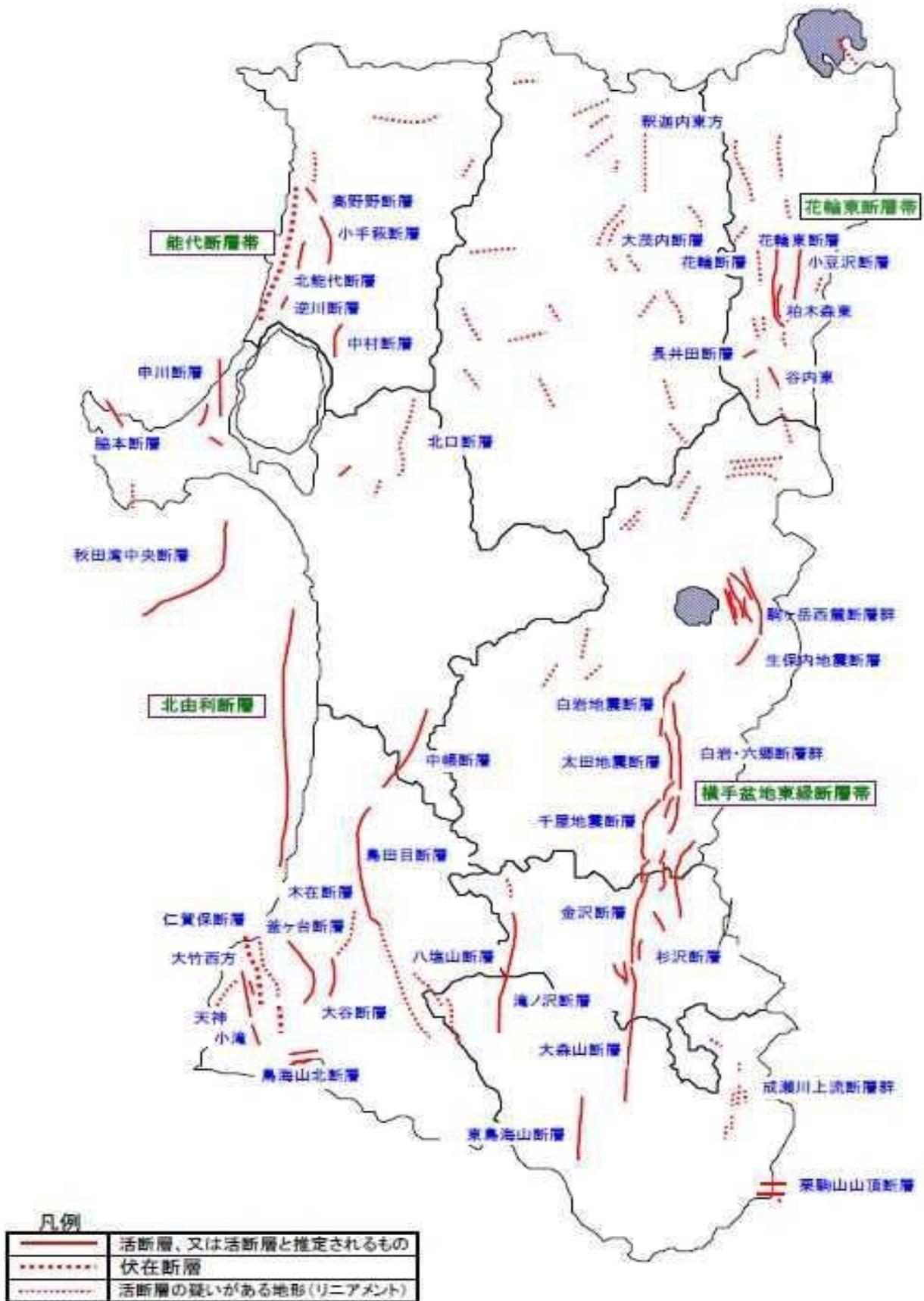
秋田県内には、約43の活断層があるといわれており、これらの活動性については未だ多くが解明されていない。このうちの主な活断層は、次表のとおりである。

■ 県内の主要活断層一覧

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ (km)
花輪盆地	小豆沢断層	I・II	B	11
	花輪東断層	I	B	3.3
	花輪断層	III	不明	5
能代平野	高野野断層	I	B	1.5
	小手萩断層	I	B	6
	北能代断層	III	B	4.2
	能代断層	I	A～B	22
大館盆地	釈迦池東方断層	III	不明	5.5
	大茂内断層	III	不明	4
五城目町～潟上市	北口断層	II	不明	8.5
男鹿半島	申川断層	I	B	5.5
	湯本断層	I	B	2
秋田市～由利本荘市	北由利断層	I	A	30
鳥海山	八塩山断層	III	不明	10
	鳥田目断層	III	不明	31
	大竹西方断層	II	A～B	5
仙北市 美郷町 横手市 湯沢市	横手盆地東縁断層帯 (駒ヶ岳西麓断層群)	I・II	B	11
	(白岩六郷断層群)	I・II・III	A～B	28
	(金沢断層)	I	B	9
	(杉沢断層)	I	不明	3
	(大森山断層)	II	不明	24

出典：1991 新編「日本の活断層」

■ 秋田県の活断層図



出典：1991 新編「日本の活断層

6. 北秋田市周辺の活断層

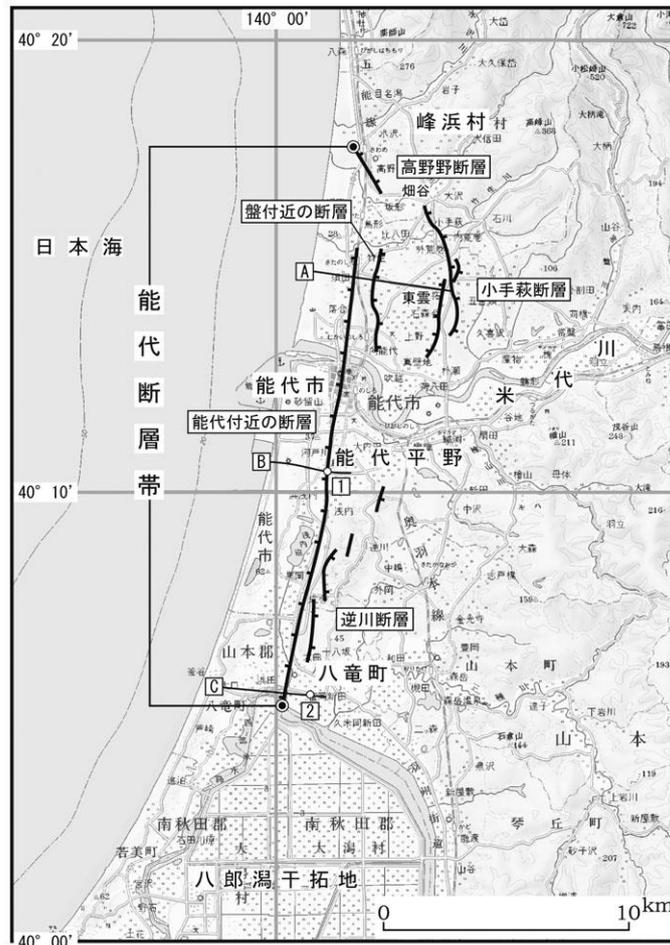
(1) 能代断層帯

「能代断層帯」は、山本郡峰浜村（現・山本郡八峰町）から能代市を経て同郡八竜（はちりゅう）町（現・三種町）に至る断層帯である。

能代断層帯は、長さ約 22km 以上、南北方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層で、平均的な上下方向のずれの速度は約 0.8～0.9m/千年と推定される。最新活動は、1694 年（元禄 7 年）の能代地震であり、活動時には、断層の東側が西側に対して相対的に 2～3 m 程度隆起した可能性がある。

断層の位置は次のとおりである。

■能代断層帯位置図（資料：地震調査研究推進本部）



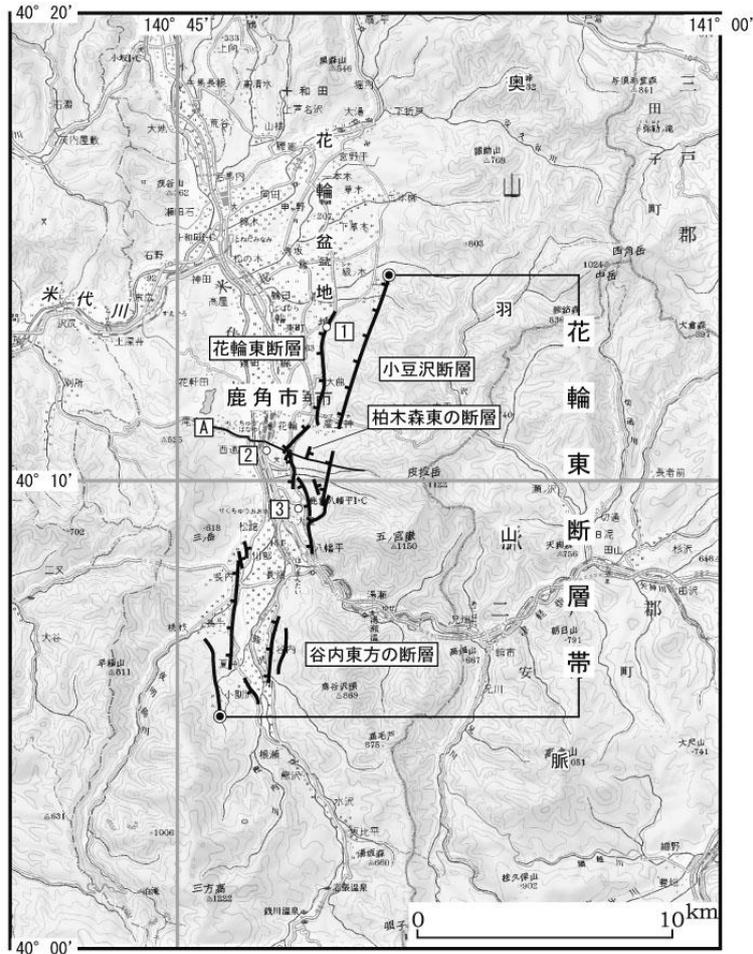
(2) 花輪東断層帯

「花輪東断層帯」は、奥羽山脈の北端付近の花輪盆地の東縁、鹿角市に分布する活断層帯である。

花輪東断層帯は、長さ約19km、東側が西側に対し相対的に隆起している逆断層で、平均的な上下方向のずれの速度は0.3~0.5m/千年と推定される。最新活動時期は約1万5千年前以降と考えられている。

断層の位置は次のとおりである。

■花輪東断層帯位置図（資料：地震調査研究推進本部）



第3節 積雪期の地震

第1. 冬の気候

秋田県の冬の気候の特徴は、シベリアの寒冷高気圧から吹き出す乾燥した北西風が、温暖な日本海で雪雲を発達させ、これが奥羽山脈にぶつかり内陸地方を中心に大雪を降らせる。

積雪期間は、沿岸ではおおむね12月中旬から3月中旬頃、また内陸ではおおむね11月下旬から3月下旬頃までである。

豪雪の到来周期は、統計上11年ともいわれているが、本県では昭和38年(38豪雪)、昭和49年、昭和59年及び平成18年(平成18年豪雪)に見舞われている。このうち、38豪雪では内陸の山沿いで4mを超える記録的な積雪を観測した。

第2. 過去の積雪期の地震災害

秋田県の既往地震中、積雪期に発生し、大きな被害を与えたものは次の2つがある。

秋田城の地震 (天長地震)	発生年月日	天長7年2月3日(830年)
	震源の位置	東経140.1度、北緯39.8度(秋田市追分西方)
	地震の規模	M7.0~7.5(理科年表)
	被害状況	1. 人的被害 死者15人、傷者100余人 2. 建物被害 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
秋田仙北地震 (強首地震)	発生年月日	大正3年3月15日(1914年)
	震源の位置	北緯39.5度、東経140.4度(大仙市西仙北大沢郷付近)
	地震の規模	M7.1(最大震度6)
	被害状況	1. 人的被害 死者94人、傷者324人 2. 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸 3. 地震火災 住家3戸(強首2、淀川1)

第3. 積雪・凍結による地震被害の拡大要因

人的・家屋被害	屋根に多く積雪がある場合、地振動により激しく揺さぶられた家屋は、地振動と積雪荷重が相乗し、全壊又は半壊が想定される。 家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定される。 さらに、雪崩による道路の寸断や積雪などで救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながる。
火災	家屋の損壊や倒壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油などの漏洩や暖房器具の転倒・損傷により火災が多く発生する。 積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結などにより、迅速な消火活動が困難となり、延焼面積が増加する。
雪崩・孤立地区(集落)の発生	雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区(集落)が発生する。 特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯などの条件により、発生する雪崩の種別(表層雪崩、又は全層雪崩)により被害の規模が大きく左右される。
情報収集活動	天候、降雪量、積雪深、並びに二次災害への安全対策などにより、被害情報収集活動への支障が想定される。
緊急輸送活動	雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪などによる交通被害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。

第4節 地震・震度観測体制

第1. 地震・震度観測

日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。

平成5年度末に、気象庁は全国に高性能の地震計を設置し「津波地震早期検知網」を構築し、地震観測データをリアルタイムで収集しており、24時間体制で地震活動を監視している。

これらの観測データを用いて、地震に関する情報を即時に発表するとともに、観測成果は地震活動の研究に有効に活用されている。

第2. 観測体制

1. 秋田地方気象台

秋田県内に設置している地震計は、津波地震早期検知網として5箇所、また震度計を単独に8箇所に設置し観測している。これら震度計は、有線回線が震災により途絶した場合でも衛星回線を利用してデータを送ることが可能である。また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内55箇所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。

■市内の震度観測点

管轄	名称	計
気象庁	北秋田市花園町	1箇所
秋田県	北秋田市新田目、北秋田市米内沢	2箇所
防災科学技術研究所	北秋田市阿仁水無	1箇所

2. 東北大学地震・噴火予知研究観測センター

秋田県内においては、GPSによる地殻変動観測、伸縮計・傾斜計による地殻変動観測、体積歪計による地殻変動観測などの地震観測が9箇所、火山性地震観測4箇所の観測体制となっており、観測データは仙台市の同センターに伝送され、気象庁・防災科学技術研究所・全国大学等関係機関にもリアルタイムで共有されている。

第5節 地震等に関する調査研究

第1. 地震に関する調査研究

市は、県、国及び研究機関が実施する次の地震・津波に関する調査研究に協力する。

- (1) 日本海東縁部において発生が予測されている地震・津波に関するもの
- (2) 市内に所在する活断層で発生が予測されている地震に関するもの
- (3) 本市における地下構造調査の実施及び地震動の伝搬に関するもの
- (4) その他

第2. 地震被害想定調査

県では、県域での内陸直下型地震（活断層）並びに海溝型地震（秋田県沖）を想定した地震被害想定調査を実施し、この調査報告書を基礎資料として減災目標を設定している。また、地震被害想定調査は、人口・社会環境の変化、地震に関する調査研究の成果や新たな知見等を踏まえ、定期的に見直しが行われている。

市は、県で実施した地震被害想定調査結果について市における地震防災対策の基礎データとして活用する。

第3. 災害危険地域の把握

市は、地震被害想定調査結果をもとに、災害危険地域を把握し、これを都市計画策定等に関する基礎資料として活用する。

第6節 地震被害想定調査

秋田県では、地域防災計画の基礎資料とするため地震被害調査を実施している。
本市の地震被害の想定として、同調査を援用するものとし、以下に調査の抜粋を掲載する。

第1. 調査の目的

秋田県では、日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震想定被害想定調査を平成24年度から実施し、平成25年に報告書を公表した。

なお、本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と4つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら実施した。

第2. 活用にあたっての留意点

本調査の結果を活用するにあたっては、次の点に留意すること。

1. 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震源分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

2. 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることを留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の建造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

3. 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

■ 陸域地震の長期評価

震源域	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯／北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

※各震源域の番号は、次のページの「想定地震一覧表」に対応。

■ 海域地震の長期評価

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

4. 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

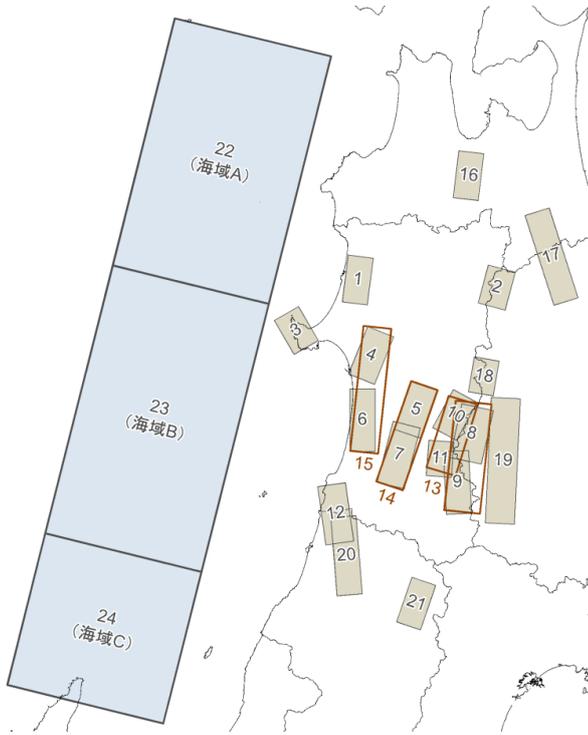
なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

第3. 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

■ 想定地震の震源域



【想定地震の一覧表】

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A（日本海中部を参考）	7.9	過去に発生
23	海域B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）	7.9	県独自
24	海域C（新潟県北部沖、山形県沖を参考）	7.5	過去に発生
25	海域A + B 連動	8.5	県独自
26	海域B + C 連動	8.3	県独自
27	海域A + B + C 連動	8.7	県独自

連動地震

第4. 調査結果

1. 震度分布図

本調査では、まず、全 27 パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出した。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、地震分布図を作成した。

次ページ以降に、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示す。

※簡易法及び詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法

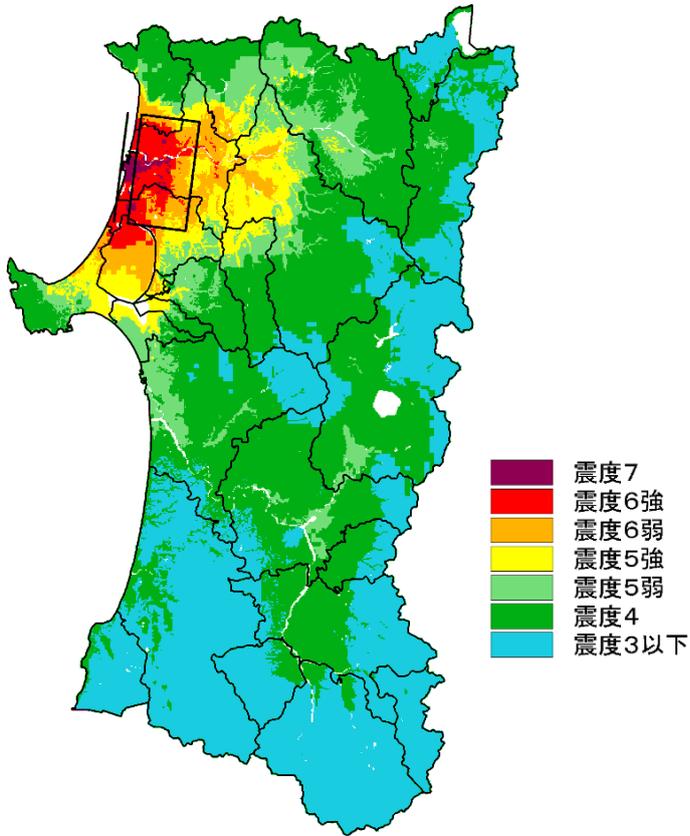
詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法。

※震度分布図の見方について

- ・想定地震名の前にある番号は、前ページの「想定地震一覧表」の番号に対応している。
- ・長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸したときの出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

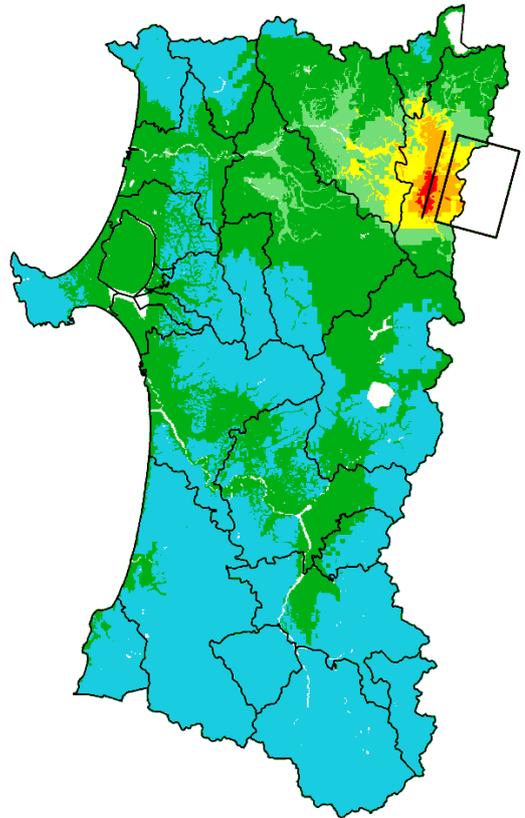
(1) 能代断層帯

【M=7.1、最大震度：7、詳細法】



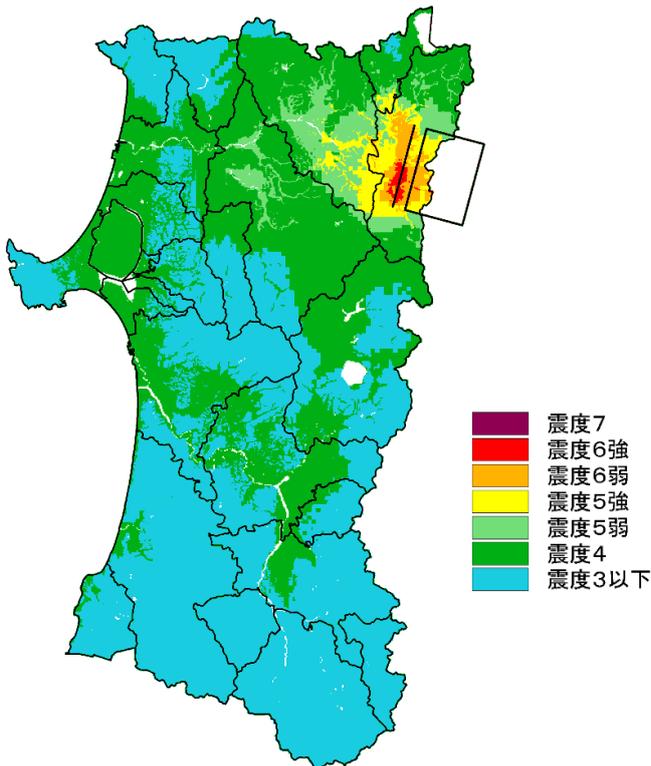
(2) 花輪東断層帯

【M=7.0、最大震度：7、詳細法】



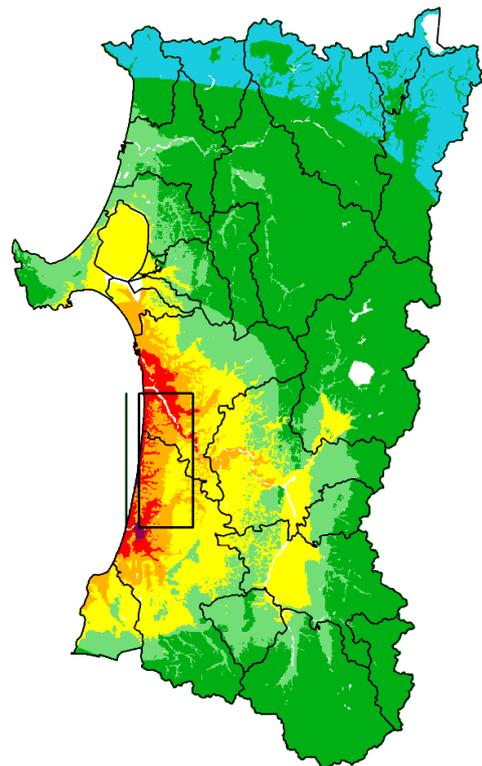
(4) 天長地震

【M=7.2、最大震度：7、簡易法】



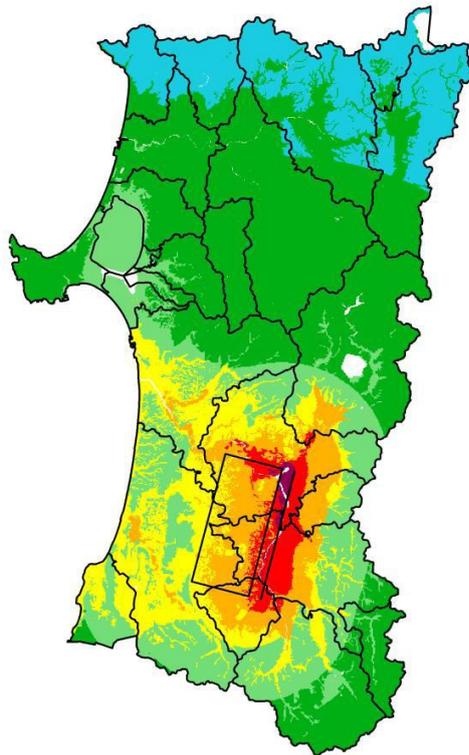
(6) 北由利断層

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



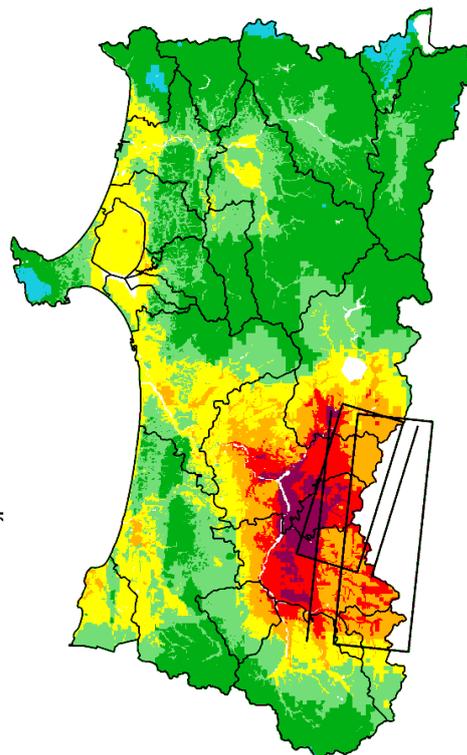
(7) 秋田仙北地震

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



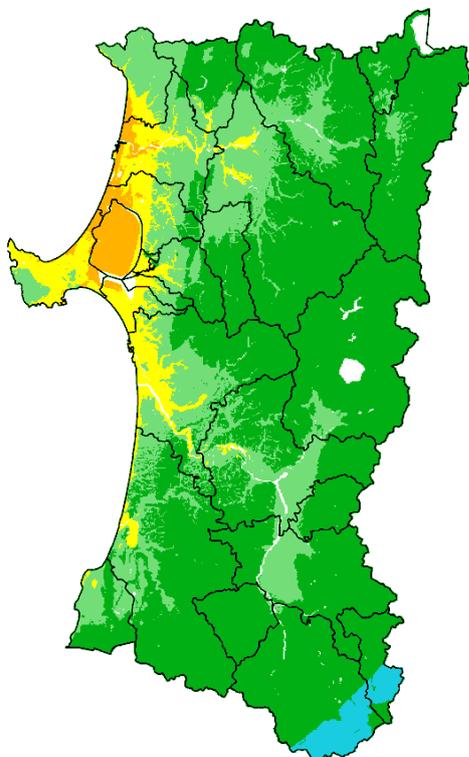
(13) 横手盆地 真昼山地連動

【M=8.1、最大震度：7、詳細法】



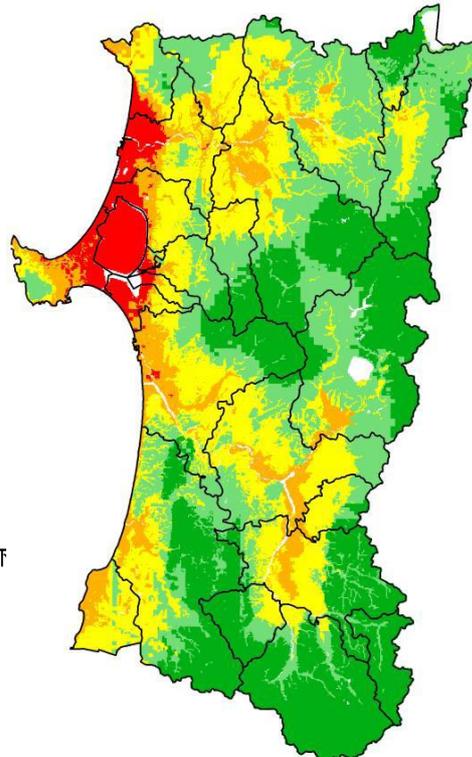
(22) 海域A

【M=7.9、最大震度：6弱、簡易法】



(27) 海域A+B+C連動

【M=8.7、最大震度：7、詳細法】



2. 北秋田市の想定結果一覧

震度分布図に示した地震について、本市では次のとおり想定されている。

最も大きな震度は、陸域地震では「(1) 能代断層帯」の場合で最大震度6強、海域地震では「(27) 海域A+B+C連動」の場合で6弱と想定されている。

※想定地震名の前にある番号は、第3「 」の「想定地震一覧表」の番号に対応している。

※各地震ともに冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合とする。

種別	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道断水人口	電力停電世帯数	4日後
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	人
(1) 能代断層帯 (M=7.1)	6強	161	1,005	0	3	145	1,610	2,252	1,410
(2) 花輪東断層帯 (M=7.0)	5強	2	1	0	0	0	1	61	3
(4) 天長地震 (M=7.2)	5強	36	32	0	0	5	1,466	630	497
(6) 北由利断層 (M=7.3)	5弱	2	0	0	0	0	0	45	2
(7) 秋田仙北地震 (M=7.3)	5弱	0	0	0	0	0	0	3	0
(13) 横手盆地真昼山地連動 (M=8.1)	5強	43	33	0	0	5	1,631	702	549
(22) 海域A (M=7.9)	5強	97	24	0	0	4	1,290	1,015	476
(27) 海域A+B+C連動 (M=8.7)	6弱	313	2,282	0	13	335	7,840	5,087	4,065

3. 調査結果から分かる被害の特徴（県全体）

(1) 地震動による被害

ア. 人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである

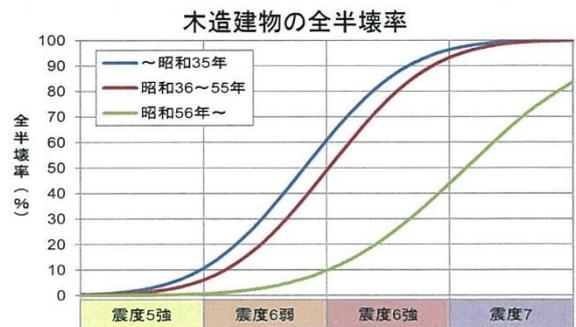
(ア) 人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約9割を占める。

(イ) 秋田県は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。

イ. 冬の深夜の被害が最大になる

(ア) 冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。

(イ) 深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等による人的被害が増加する。



第3編 第1章 第6節 地震被害想定調査

ウ. ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある

水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要します。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

エ. 多数の避難者が発生する

建物被害によるほか、断水の長期化により、数万人から十数万人の避難者が発生する。

第2章 地震災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

第1. 基本方針

秋田県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県、市町村及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震による住民の生命や財産に及ぼす被害を最小限にとどめるために、耐震化の促進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの各種取組みを推進している。

これを受け、市は県が作成した五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第2. 市における地震防災対策の推進

市は、地震をはじめとする各種発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指し、県が策定する「秋田県地震減災行動計画」に基づき、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図るものとする。

第3. 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、県では、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

市は、緊急性のある事業から積極的にこの計画に計上し、施設の整備を図るものとする

1. 対象地区

地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する対象地区は、過去の被害地震及び活断層の分布状況など、本市の地震災害環境を勘案し、本市を含む県全域である。

2. 対象施設

地震防災緊急事業五箇年計画に定めることにより、令和3年度から令和7年度までの期間において、市が地震防災上緊急に整備すべき施設等は地震防災対策特別措置法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

■ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の対象施設等

1	避難地	市及び県は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	市及び県は、地震災害時における避難者の避難ルート of 安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	市及び県は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため、防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防施設の整備を推進する。
5	緊急輸送道路等	市及び県は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両の活動を確保するための道路、交通管制施設の整備を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設 	
9	公立小・中学校	市は、地震災害時の児童生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。 (北秋田市の中学校は耐震構造化済)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎 ・ 屋内運動場 	
11	公的建造物	市は、避難所等として使用する施設の耐震補強を推進する。
13	砂防設備等	県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池 	
19	老朽住宅密集対策	市は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。

※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の各号。秋田県計画において、本市に関する事業項目について記載。

第2節 災害情報の収集、伝達計画

第1. 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施する上で基本となるものであり、市及び県を始めとする防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、市・県災害対策本部、並びに関係機関災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかりやすい」表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平常時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

秋田地方気象台は、市、県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第2. 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及・啓発等

1. 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

2. 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表にあたっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区分	名称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と予測された時に発表するもの

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

3. 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称

市の区域は、秋田県内陸北部である。

4. 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

(1) 緊急地震速報を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

(2) 緊急地震速報の内容

ア. 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

イ. 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

5. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による防災ラジオ等を通して住民に伝達される。

6. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

7. 普及・啓発の推進

秋田地方気象台は、市、県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第3節 火災予防計画

第1. 計画の方針

都市部への人口集中、住宅の過密化、さらには多種に及ぶ危険物取扱施設の増加など、都市部は火災発生への潜在的危険性が増加している。このため、市消防本部は、地震により予測される火災の発生、また拡大予測と二次災害を想定した消防計画の見直し又は作成を行い、必要な消防施設や設備の整備・改修、又は拡充などを図る。

また、市は県等と協力して、消防職員及び消防団員に対する消防力の向上を目的とした教育訓練を計画的に実施するとともに、住民に対しては防災訓練や研修会などを通じ防火思想の普及を図る。

第2. 出火防止と初期消火

1. 市の推進事項

- (1) 消防職員及び団員の充足、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、消火器等の整備に努める。
- (2) 燃料器具等の管理指導
地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。
- (3) 出火防止及び初期消火の周知徹底
住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。
- (4) 火災予防条例等の周知徹底
住民に対し、火災予防に関する条例等について普及徹底する。

第3. 火災の延焼拡大の防止

1. 市の推進事項

- (1) 消防計画の作成にあたり、木造家屋の密集度並びに消防活動のための道路状況等に応じた消防活動が実施できる体制の整備に努める。
- (2) 自主防災組織の結成及び育成に努め、火災発生時における連携・協力体制を実践的な訓練などを通じて指導する。

2. 市消防本部の推進事項

消防長又は消防署長は、関係施設への立入査察、予防査察などを計画的に実施し震災時の対応について現場指導を行う。

第4. 消防水利の整備

市は、地震から消防水利施設の防護対策として、耐震性貯水槽や防火水槽等消防水利施設を計画的に整備し、また、設置にあたっては、木造家屋密集地域、避難場所及び避難路の周辺地域を

第3編 第1章 第3節 火災予防計画

優先的に整備する。また、学校などの水泳用プール及び関連施設について、消防水利としての活用を定める。

第4節 建築物等災害予防計画

第1. 計画の方針

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化を計画的に実施し、主要動（S波）及び長周期地震動による建物被害の軽減を図る。特に、防災業務の拠点となる公共施設における耐震性の確保、併せて一般建築物の耐震性確保については、北秋田市耐震改修促進計画（第3期：令和3年3月策定）に基づき指導等を行う。

第2. 建築物災害予防対策

1. 公共建築物等

耐震改修促進法第14条第1号、第2号に規定する建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）については、現状調査及び国における耐震化の状況を参考とした場合、令和2年度末現在の市が所有する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況は、総数40棟のうち、36棟（約90%）が耐震性を有していると推計される。

公共建築物は、災害時において避難場所や災害対策などの応急活動の拠点として活用されることから、耐震性を有する特定既存耐震不適格建築物を令和7年度末までに100%とすることを目標とし、財政状況を勘案しながら耐震化を進める。

なお、市が所有する特定既存耐震不適格建築物以外の施設についても平常時の利用者の安全確保だけでなく災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、耐震診断の実施に努め、必要に応じて耐震改修等を実施するなど耐震化を図る。

2. 一般の建築物

平成30年の住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、令和2年度末現在、本市の住宅の耐震化の状況は、住宅総数約11,500戸（居住世帯）のうち、約7,400戸（約64%）が耐震性を有していると推計される。

市は、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有する住宅を令和7年度末までに71.0%とすることを目標※とする。目標達成のためには、現状の耐震改修のペースを約2倍とすることが必要となる。（※国の目標-95%、県の目標-95%）

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

（1）耐震化促進に係る基本的な取組み方針

市は、建築物所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

（2）耐震化の促進を図るための支援策

市は、平成22年度より「北秋田市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱」、平成26年度より「北秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業実施要綱」「北秋田市木造住宅耐震改修補助事業実施要綱」を策定し、耐震改修の費用に対して補助制度を新たに創設している。

今後も活用しやすい制度の創設に努め、住宅所有者への周知及び普及・啓発に努める。

また、民間の市所有特定既存耐震不適格建築物についても、災害時には避難、救護等の防災施設になりうることを考慮し、必要に応じて補助制度の創設に努める。

(3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

県では、木造住宅の耐震診断・耐震改修技術者の育成・技術力向上のための講習会を開催し、受講した建築士や建築事業者の登録名簿を作成している。

市は、登録名簿を住宅主務課窓口等で情報提供することで、住宅所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行えるよう環境整備に努める。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊対策、建築物の窓ガラスの飛散や天井の落下防止対策、エレベータ内の閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、県や関係機関と連携してその重要性について周知・啓発に努める。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

市は、次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るよう努める。

ア. 市地域防災計画で指定する防災拠点施設及び避難施設

イ. 同上 緊急輸送道路沿道の建築物

(6) 重点的に耐震化すべき区域の設定

市地域防災計画で指定する緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定する。そして、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する緊急輸送道路の沿道の建築物は、耐震改修促進法第15条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物として、耐震化の促進を図る。特に、第一次緊急輸送道路については、災害時において拠点となる施設を連絡する道路であることから、早期に耐震化を図るよう努める。

4. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表に努める。

(2) 相談体制及び情報提供の充実

住宅主務課窓口等で、(財)日本建築防災協会等のパンフレットを配布し、啓発活動を行う。防災関連記事等を市の広報誌やホームページへの掲載等で住民の防災意識の向上に努める。

また、住宅に係る固定資産税の減額などの耐震改修促進税制等の所有者の費用負担軽減に係る情報提供を行う。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市のリフォーム相談窓口において、旧耐震基準の建物に対して耐震改修への誘導に努める。

(4) 家具の転倒防止策の推進

「地震による家具の転倒を防ぐには」（総務省消防庁、住宅・都市整備公団（現在は、独立行政法人都市再生機構）監修家具の転倒防止対策に関する検討委員会）等で啓発に努め、自らできる地震対策の普及を図る。

(5) 自治会等との連携

市は、自治会等へ情報提供を行い、地域における防災活動を支援する。

第3. 建築物のアスベスト飛散防止

環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第4. 宅地の災害防止

市及び県は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき当該開発計画の是非について判断する。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘察し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認することが望ましい。

市及び県は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

第5. 液状化対策等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努める。

第5節 公共施設災害予防計画

第1. 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動、並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、これら対象施設の耐震診断、並びに耐震診断結果を踏まえた耐震補強等を早期に実施する。

第2. 道路及び橋梁施設

地震動による道路被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊・落石等が予想され、また沿岸部には液状化が発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、経年劣化に対する補修や設計適用示方書の改定に伴い必要となった補強対策を実施していかなければならない。

平成7年の阪神・淡路大震災では、道路、橋梁が重大な損傷を受け、救助・救急、医療、消火活動及び緊急物資の輸送に大きな支障をきたし、応急対策活動が妨げられ地域社会が大きな影響を受けた事例から、災害に強く信頼性の高い道路網の確保が強く求められた。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定とこれに併せて緊急対策計画として地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、指定されている道路の整備を推進する。

1. 現況

市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

■ 道路・橋梁の状況

区分	管理区分	道路延長(m)	橋梁数	横断歩道橋
国道	国、県	97,214	64	0
県道	県	167,363	111	0
市道	市	840,432	403	0

出典：道路現況調書（R2.3.31）

2. 道路全体の耐震点検と対策工事（道路部及び橋梁等の施設を含む）

- (1) 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
- (2) 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。

さらに、発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために情報連絡施設・体制等の整備を図る。

これらの施設計画は国の方針、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

なお、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

3. 道路施設等の耐震点検と対策工事

- (1) 道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び対策施設の整備を計画的に実施する。

- (2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）
 - ア．平成8～9年度に実施
 - イ．危険箇所の把握と要対策箇所の抽出
 - ウ．防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）
 - 災害に至る要因の事前把握をする。
 - エ．道路防災総点検の点検項目
 - 落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁等

4. 橋梁等の耐震点検と対策工事

- (1) 平成7年には「兵庫県南部大震災により被災した道路橋の復旧に係る仕様」（復旧仕様）が、平成8年、11年、14年、24年には「道路橋示方書」がそれぞれ改訂され、最新の基準に基づき、既設橋梁の下部工補強・杓座の拡幅・落橋防止装置の設置等の耐震対策を実施している。また、新設橋梁も同様である。
- (2) 新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震の頻発により、平成17年6月28日には「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」が東北地方整備局より発せられ、国・東日本高速道路株式会社・秋田県により、高速道路、国道（指定区間）の全線、県管理緊急輸送道路のうち新たに抽出した優先確保ルート上の橋梁において、適用耐震基準が古く、震災被害が想定される橋梁については、平成17～19年の3箇年において耐震補強を重点的に実施している。また、高速道路を跨ぐ橋梁についても同様である。
- (3) 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。
- (4) 橋梁の詳細点検
 - ア．道路防災総点検（震災点検）を平成8～9年度に実施。
 - イ．平成15年から定期的な点検体制を導入し、道路橋に対する施設の諸元及び損傷を調査し、データベース化している。
 - ウ．道路防災総点検の点検項目
 - 橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッドの8項目である。

5. トンネルの安全点検と対策工事

- (1) トンネル坑口部等の緊急点検結果を受けた対策工事は、平成10年度で完了した。
- (2) トンネル覆工のひび割れ等の変状を日常パトロール、観察や場合によっては詳細調査を行い、所要の補強対策を実施する。

第3. 河川管理施設

1. 施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

2. 耐震性の強化

耐震診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

第4. 上水道

施設管理者は、次の対策を推進する。

1. 施設の防災の強化

- (1) 市は、地震災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所を選定するとともに、耐震構造により建設するものとする。
- (2) 市は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。
- (3) 市は、基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進めるものとする。
- (4) 市は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とする。

2. 応急給水体制と資器材の整備

- (1) 市は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- (2) 市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第5. 下水道

施設管理者は、次の対策を推進する。

1. 施設の耐震化

市は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により施設の耐震性の強化を図る。

(1) 管渠

ア. 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある箇所の下水管渠のうち「重要な幹線等」を重点に液状化対策を実施する。

イ. 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」をする。

特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震対策にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2. 施設の浸水対策の推進

市は、浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、

浸水対策の推進に努める。

3. 維持管理による機能の確保

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

4. 防災体制の確立

市は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

業務継続計画（BCP）の策定にあたっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

第6. 電力

施設管理者は、次の対策を推進する。

1. 設備の耐震性の強化

- (1) 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- (2) 地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- (3) 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

2. 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

3. 災害復旧体制の確立

- (1) 情報連絡体制を確保する。
- (2) 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- (3) 復旧用資材及び輸送力を確保する。

4. 防災訓練の実施

- (1) 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に又は総合的に実施する。
- (2) 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

第8. 鉄道

施設管理者は、次の対策を推進する。

1. 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、必要により点検を実施する。

2. 列車の防護

- (1) 地震が発生した時は、その規模に応じて、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
- (2) 乗務員に対する情報の伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

3. 防災訓練及び機材の整備

- (1) 必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。
- (2) 必要な資機材を整備する。

4. 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報

が行えるよう、鉄道事業者、市、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

5. 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第9. 空港

施設管理者は、次の対策を推進する。

1. 耐震対策

施設管理者は、耐震対策が実施されていない施設、設備について耐震診断を行ない、耐震補強等の対策を実施する。

2. 施設、設備の点検

空港の施設、設備の定期点検を実施し、老朽化等、耐震性能が低下しているものは、速やかに補修や改良等の対策を実施する。

第6節 農業災害予防計画

第1. 計画の方針

地震による農業被害を予防し、又は未然に防止するために、農地及び既設農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設、改修にあたっては耐震性の向上を図る。

第2. 農地及び農業用施設等

- (1) 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。
- (2) 市及び県は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- (2) 地震によって水田の亀裂が発生したり、農業水利施設等に被害が出た場合には、農作物に大きな影響が生じることから亀裂部周囲への盛土などによる補修や応急ポンプによる用水手当などの対策により、農業被害の防止、軽減を図る。

第7節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画

第1. 計画の方針

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両・航空機の確保が必要となる。

県は、国・市・東日本高速道路（株）と連携し、災害時における緊急輸送を確保するための道路（以下「緊急輸送道路」という。）の指定を行う。また、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成する。さらに、緊急輸送道路の耐震化などを推進するため、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」などに基づく、道路の新設、改良及び補強等の整備に努める。

また、県及び関係機関は、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて適宜見直しを行う。

第1. 指定拠点

県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」における市内の「指定拠点」は次のとおりである。

■ 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画「指定拠点」

機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点
市役所	北秋田市役所	北秋田市花園町 19-1	1次
地域振興局	北秋田地域振興局	北秋田市鷹巣東中岱 76-1	2次
警察署	北秋田警察署	北秋田市鷹巣下家下	2次
消防本部	北秋田市消防本部	北秋田市鷹巣北中家下 85	2次
消防署	北秋田市消防署	北秋田市鷹巣北中家下 85	2次
鉄道会社	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1	2次
医療施設	北秋田市民病院	北秋田市下杉上清水沢 16-29	2次
空港	大館能代空港管理事務所	北秋田市脇神からむし岱 21-144	1次
主要駅	鷹巣駅	北秋田市松葉町 3	2次
広域防災拠点 （航空搬送拠点臨時 医療施設）	大館能代空港	北秋田市脇神からむし岱 21-144	2次
広域防災拠点 （集結場所・ベース キャンプ）	北欧の杜公園	北秋田市上杉中山沢 128	2次
道の駅	道の駅 たかのす	北秋田市綴子大堤道下 62-1	2次
道の駅	道の駅 あに	北秋田市阿仁比立内家ノ後 8-1	2次
道の駅	道の駅 大館能代空港	北秋田市脇神からむし岱 21-144	2次
備蓄倉庫	県北地区防災備蓄倉庫	北秋田市脇神からむし岱	2次
	森吉総合窓口センター	北秋田市米内沢字七曲 23	3次
	鷹巣体育館	北秋田市鷹巣字東中岱 11	3次
	合川総合窓口センター	北秋田市新田目字大野 82-2	3次

	合川体育館	北秋田市李岱字下豊田 25	3次
	森吉総合スポーツセンター	北秋田市米内沢字七曲 172	3次
	阿仁総合窓口センター	北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1	3次

第2. 緊急輸送路

県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」における、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できる「緊急輸送路線」の区分は次のとおりである。

市では、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」との整合性を図りながら緊急輸送路線の整備に努める。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

第8節 積雪期の地震災害予防計画

第1. 計画の方針

積雪厳寒期における大地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図る。

第2. 除排雪・施設整備等の推進

1. 道路の除排雪体制の強化

- (1) 一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進する。
- (2) 市、県及び国は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、建設機械の増強に努める。

2. 積雪寒冷地に適した道路整備

市、県及び国は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

3. 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに流雪溝等除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努める。

4. 雪崩防止対策

市、県及び国は、雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

5. 消防水利の整備

積雪厳寒期には積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努める。

6. 克雪住宅の普及等

市及び県は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

第3. 要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティアなどの協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努める。

第4. 除排雪におけるボランティア活動

1. ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

2. 安全の確保

毎年発生している除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- (1) 滑落事故・・・屋根の雪下ろし作業中によるもの
- (2) 落雪事故・・・気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- (3) 交通事故・・・ロータリー車、グレーダーなどの重機に巻き込まれるもの

3. 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死亡に至る場合もある。このため、市、社会福祉協議会及び関係機関は、除排雪に関するボランティアの募集及び割り振りにあたっては、ボランティアの健康診断が不可欠である。

4. ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る災害ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

5. 事業者保険への加入

ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、補償の対象外であることから、募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガや疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第5. 緊急活動体制の整備

1. 冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努める。

2. 交通手段の確保

各道路管理者は、市、県及び防災関係機関と連携し、所管する道路又は他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保する。

3. 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災ラジオ等の整備を図る。

4. 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

市は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

第6. 航空輸送の確保

孤立想定地区又は集落からの情報収集及び物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つであり、訓練等を通じ関係機関との連携体制の整備を図る。

1. 空港の除排雪体制の整備

航空機の円滑な離着陸を実施するため、空港の除排雪を強化、また運営体制の見直しや除雪機械の増強・整備に努める。

2. 緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第7. スキー場対策

1. スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ゴンドラ・ロッジ施設の耐震対策及び維持管理の徹底
- (2) グレンデの雪崩防止対策、巡同による雪崩発生危険箇所の早期発見及び除雪
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の一時的な避難場所及び避難施設の確保
- (5) 市及び防災関係機関との連絡体制の整備

2. 市が行う対策

- (1) スキー客を対象とした避難場所、避難路及び避難所の指定
- (2) スキー客及び宿泊客の避難誘導について、統一的な図記を利用した、分かりやすい誘導標識や案内板の設置
- (3) スキー場の孤立又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

第8. 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震による災害予防対策は、除排雪体制の整備等雪に強いまちづくりなど、雪対策に関する総合的かつ長期的な推進によって確立されるものである。

このため、市は、県の作成する豪雪地帯対策基本計画にのっとり、実効性のある「積雪期における地震対策」の確立を図る。

第9節 行政機能の維持・確保計画

第1. 計画の方針

市、県及び防災関係機関は、大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。

第2. 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3. 各種情報のバックアップ

市、県及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータ等の各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

市は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 地震情報等の伝達計画

第1. 計画の方針

秋田地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市、県及びその他の防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

市は、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保するため、分かりやすい伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努める。また、防災ラジオ施設の整備促進と機能の向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。

第2. 地震情報等

1. 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四

地震情報の種類	発表基準	内容
分布図		方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

2. 地震解説資料

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準及び内容については次のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（秋田県に）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（秋田県内で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
月間地震概況	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況を取りま

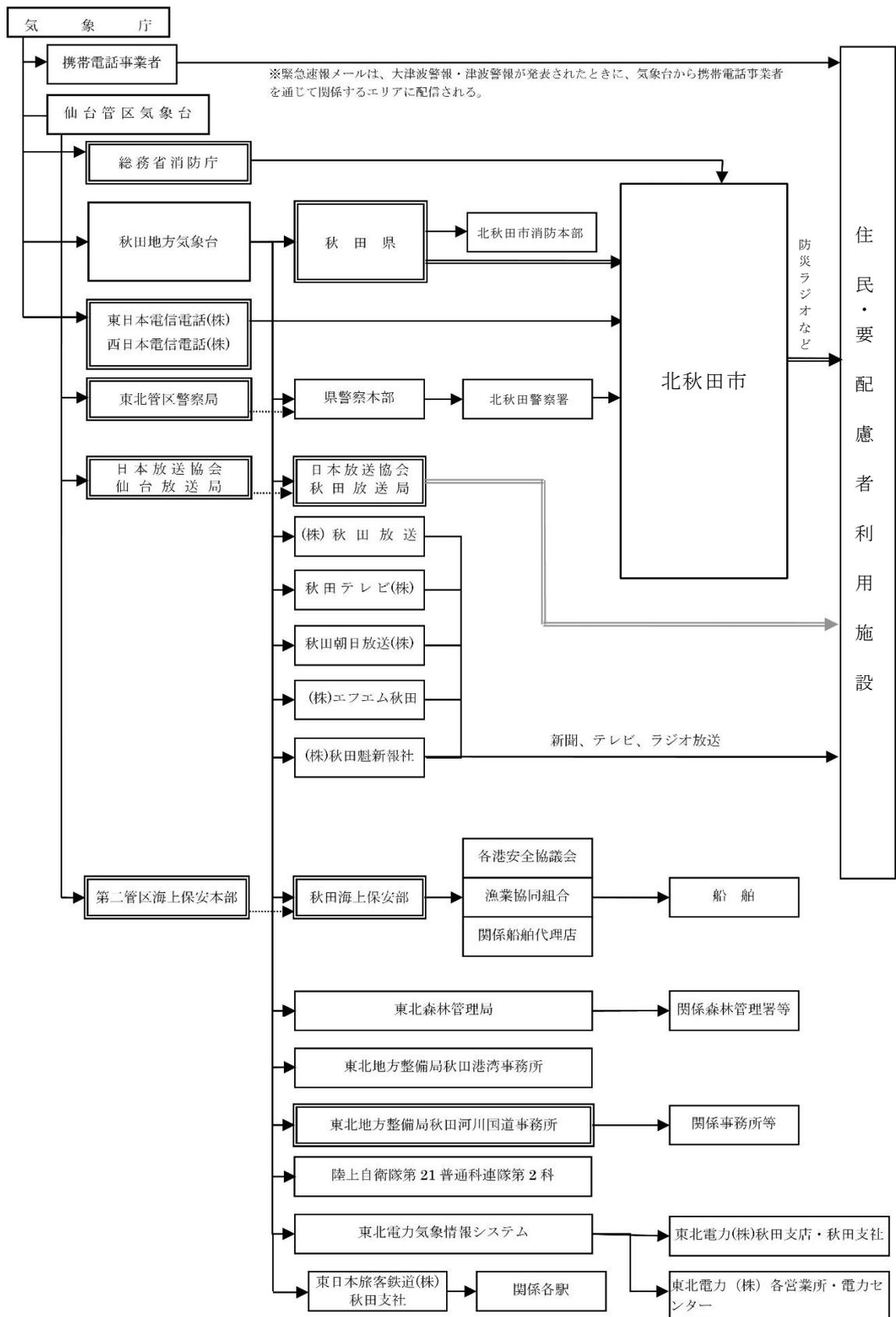
		とめた資料。
--	--	--------

第3. 地震情報等の伝達

1. 地震情報の伝達系統

地震情報の伝達系統は次のとおりとする。

■ 地震情報の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2. 市及び防災関係機関の措置

- (1) 地震情報は、総務部総務課及び市消防本部が受信する。
- (2) 総務部総務課は、すみやかに関係各部局課へ伝達する。
- (3) 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は、宿直室で受信し伝達する。
- (4) 情報の伝達を受けた場合は、すみやかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。
- (5) 住民・要配慮者利用施設に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や防災ラジオ、広報車による巡回広報、北秋田市防災情報メール、電話、FAX等により、住民に周知を図る。
- (6) 防災関係機関の措置
防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

第2節 ライフライン施設応急対策計画

第1. 計画の方針

災害が発生した場合、管理者は被災住民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を回り、地震後の二次災害防止のため、所要の措置を講ずる。

また、上下水道、電力、LPガス、電話及び鉄道等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割をはたすものである。これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、住民生活機能は著しく低下し、まひ状態に陥ることも予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。

なお、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況をすみやかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン管理者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。

また、地震によっては、市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、市及び各事業者は相互に連携を図りつつ、また、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図る。

第2. 上水道施設

1. 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、市水道局長とする。

2. 実施の要領

(1) 応急体制の整備

水道事業管理者は、市災害対策本部の中に、給水対策部門を設ける。

(2) 情報の収集伝達

水道事業管理者は、地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行うとともに、断・減水等の被害の把握に努めるほか、関係機関との連絡を密にする。

また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。

(3) 広報活動

水道事業管理者は、断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期(時刻)等の情報について、防災ラジオ、広報車、市ホームページ、北秋田市防災情報メール、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知を図る。

(4) 応急復旧活動

ア. 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ. 施設が被災した時は、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ. 水道事業管理者は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。

エ. 自衛隊の応援を必要とする場合は、市は県に派遣要請をする。

(5) 応援協力活動

ア. 水道事業管理者は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要がある時は、近隣市町村又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。

イ. 水道資機材の取扱業者及び防災関係機関は、水道事業管理者の行う応急復旧活動に協力する。

ウ. 県は、市町村相互の応援・協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行うとともに、水道法第40条の基づく水道用水の緊急応援命令等適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。

第3. 下水道施設

1. 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、市建設部長とする。

2. 実施の要領

(1) 下水道対策本部の立上げ

ア. 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立ち上げる。

イ. 市、県、民間企業等と連絡体制を確保する。

(2) 被害状況等の情報収集

ア. 処理場・ポンプ場の被害状況、停電状況等を確認する

イ. 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集する。

(3) 市災害対策本部、県、関連行政部局への連絡

市、県、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保する。

(4) 広報活動

下水道施設に被害が発生した場合、テレビ、ラジオ、防災ラジオ、広報車、市ホームページ、北秋田市防災情報メール、等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(5) 緊急点検、緊急調査

ア. 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施する。

イ. 重要な幹線等の目視調査を実施する。

(6) 汚水溢水の緊急措置

備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応できない場合には汚泥吸引車の手配及び措置を依頼する。

(7) 緊急輸送路における交通障害対策

関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する。

(8) 支援要請及び受援体制の整備

他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備する。

(9) 応急復旧

- ア. 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。
- イ. ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。
- ウ. 停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

第4. 電力施設

1. 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力(株)秋田支店長とする。

2. 実施の要領

(1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(2) 動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多岐にわたる当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所等に応援を要請し要員を確保する。

(3) 二次災害防止措置

二次災害の危険が予想される場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 被害状況の把握と情報連絡体制

各班が各設備（発電所・変電所・送電線・配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

(5) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、防災ラジオ、広報車、ウェブサイト、防災ラジオ、市ホームページ、北秋田市防災情報メール等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。

(6) 復旧資材の確保

ア. 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。

イ. 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプター等により行う。

ウ. 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(7) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

第5. LPガス施設

1. 実施の主体

LPガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、LPガス取扱事業者とする。

2. 実施の要領

(1) ガス供給設備

(2) 重要建物のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修復復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

3. 復旧措置に関する広報

LPガス施設の管理者は、ホームページ、広報車等により、復旧措置に関する安全確保のため、付近住民及び関係機関等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

4. LPガス施設の応急復旧

LPガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- (2) 貯蔵所の充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
- (3) 必要により施設周辺の住民に対して避難を勧告する。
- (4) 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会に対して応援を要請する。
- (5) LPガス販売事業者は常時、「液化石油ガス法」、「高圧ガス保安法」、「同法施行令」及び「同法施行規則」に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努める。
- (6) 災害事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、地域住民に対する迅速、適切な措置を講ずる。
- (7) LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規則の徹底を図り未然防止に努める。

5. 需要家設備の復旧作業

(1) 復旧作業の流れ

- ア. 被災地域の復旧ブロック化
- イ. 復旧ブロック内巡回点検作業
- ウ. 各課程の漏洩調査
- エ. 漏洩箇所の修理
- オ. 配管検査（気密テスト等）
- カ. 点火・燃焼試験及び警報機作動・メーター遮断試験
- キ. 安全点検完了
- ク. 供給再開

(2) 再使用時事故防止措置

各需要家の配管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

第6. 電信電話施設

1. 東日本電信電話（株）

（1）災害時の対策組織体制

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。

- ア. 情報連絡室
- イ. 災害対策本部

（2）動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア. 社員の非常配置
- イ. 社員の非常招集方法
- ウ. 関係相互間に対する応援要請方法 4 工事請負業者の応援要請方法

（3）被害状況の把握と情報連絡体制

地震災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、次の初動措置を迅速に行う。

- ア. 被害状況の把握
 - （ア）被害の概況調査
 - （イ）社内外からの被害に関する情報の迅速な収集
 - （ウ）被害の詳細調査
 - （エ）現地調査班等による被害の全貌把握
- イ. 情報連絡
 - （ア）情報の記録・分析
 - （イ）情報連絡用打合せ回線の作成
 - （ウ）情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
 - （エ）状況により情報連絡要員の増員等体制強化
 - （オ）社外の災害対策機関との連絡、協力
 - （カ）気象、道路状況等に関する情報の収集

（4）広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合は、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、防災ラジオ、広報車、市ホームページ、北秋田市防災情報メール等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア. 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況
- イ. 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ウ. 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- エ. 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ. 住民に対して協力を要請する事項
- カ. その他必要な事項

（5）復旧資材等の確保

応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、東日本電信電話（株）本社及び各支店等が保有する資材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。

- ア. ポータブル衛星通信装置
- イ. 移動電源車及び可搬電源装置
- ウ. 応急復旧ケーブル
- エ. その他の応急復旧用諸装置

2. (株)NTTドコモ

(1) 災害時の組織体制

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

- ア. 情報連絡室
- イ. 支援本部
- ウ. 災害対策本部

(2) 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア. 社員の非常配置及びサービス基準
- イ. 社員の非常招集の方法
- ウ. 関係組織相互間の応援の要請方法

(3) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時その通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。

(4) 広報活動

ア. 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、防災ラジオ、市ホームページ、北秋田市防災情報メール、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア. 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ. 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

3. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

(1) 災害時の対策組織体制

災害等が発生し、又は発生するおそれのある時は、災害等の状況により速やかに次の対策組織を設置する。

- ア. 災害対策本部
- イ. 情報連絡室

(2) 動員体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア. 社員の非常配置及びサービス標準
- イ. 社員の非常招集の方法
- ウ. 関係組織相互間の応援の要請方法

(3) 被害状況の把握と情報連絡体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ア. 気象状況、災害予報、サイバー攻撃に関わる情報等
- イ. 電気通信設備等の被害状況、そ通状況、及び停電状況
- ウ. 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- エ. 被災設備、回線等の復旧状況
- オ. 復旧要員の稼働状況
- カ. その他必要な情報

(4) 広報活動

ア. 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、防災ラジオ、市ホームページ、北秋田市防災情報メール等で周知する。

(5) 復旧資材等の確保

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ア. 応急復旧ケーブル
- イ. 移動電源車
- ウ. その他の応急復旧用諸装置

4. KDDI(株)

(1) 災害時の対策組織体制

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

- ア. 現地対策室

(2) 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に

必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

ア. 社員の非常配置

イ. 社員の非常招集の方法

ウ. 関係組織相互間の応援の要請方法 4 工事請負業者の応援要請方法

(3) 被害状況の把握と情報連絡体制

ア. 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。

イ. 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する情報連携を行い、通信復旧に努める。

(4) 広報活動

ア. 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、防災ラジオ、市ホームページ、北秋田市防災情報メール等で直接当該被災地住民に周知する。

(5) 復旧資材等の確保

ア. 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ. また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。

(ア) 車輻型無線基地局

(イ) 可搬型無線基地局

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧ケーブル

(オ) その他の応急復旧用諸装置

5. ソフトバンク(株)

(1) 災害時の対策組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

(2) 動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

ア. 社員の非常配備及び勤務体系

イ. 社員の非常招集の方法

ウ. 関係組織相互間の応援の要請方法

(3) 被害状況の把握と情報連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

ア. 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、相互の連絡を行う。

イ. 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(4) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を努める。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、防災ラジオ、市ホームページ、北秋田市防災情報メール等により直接周知する。

(5) 復旧資材等の確保

災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施する。

ア. 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

イ. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ. 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

第7. 鉄道施設

1. 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社長、秋田内陸縦貫鉄道(株)とする。

2. 応急措置等

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている係員から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 消火活動等

車両火災が発生したときは、市消防本部は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

(3) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

3. 広報活動

(1) 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。

(2) 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行えるように必要な措置を講じ、関係機関に連絡する。

(3) 市は、二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、防災

ラジオ、市ホームページ、広報車等により地域住民に周知する。

4. 応急復旧

- (1) 災害が発生したときは、列車防護等の手配を講じ、併発事故の防止に努める。
- (2) 災害が発生したときは、直ちに災害現場等に対策本部を設置する。
- (3) あらかじめ定めた担当により復旧作業を実施する。

第 4 編 火山災害対策編

第1章 火山防災と活火山

第1節 火山防災の基本理念

第1. 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、市及び県、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等が整合のとれた統一的な防災対策を進める必要がある。特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる
- (2) 長期化するおそれがある
- (3) 被害が複数の市町村又は県境を越える範囲に及ぶ
- (4) 被害や影響が広範囲かつ多方面にわたる

第2. 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を次のとおりとする。

基本理念：噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い郷土づくり）を目指す。

第2節 北秋田市周辺の活火山

第1. 概況

活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、北秋田市が火山災害警戒地域として指定されているのは、十和田である。

また、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(常時観測火山)に十和田は該当しており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視している。

なお、平成26年の御嶽山噴火災害を受けて常時観測火山の見直しが行われ、十和田では平成28年12月から常時観測を開始した。

■ 秋田県の活火山



第2. 火山災害要因

火山活動に関連して生じる災害は多岐にわたる。その主な要因は次のとおりであり、火山防災対策の推進において留意が必要である。

■ 主な火山災害要因

大きな噴石	<p>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が 200m/s を超える場合もあり、直径 1 m にもなる大きな噴石が 2 km も飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。</p>
火砕流 (火砕サージを含む)	<p>火砕流は、火口から噴出、又は溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の岩塊、火山灰、軽石等の火砕物が高温の火山ガス(空気や水蒸気等)と混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する現象である。最も速い所では 100km/h を超えるため、火砕流が発生してから避難しては間に合わない。また、火砕流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。</p> <p>噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。</p> <p>また、火砕流の周辺には、「火砕サージ」と呼ばれる低密度の火砕物と火山ガスの流れが発生することもある。火砕サージの密度は火砕流と比較してはるかに小さいが、その威力は、砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々である。</p>
融雪型 火山 泥流	<p>噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が、火口付近や山腹の積雪を急速に解かし、発生した大量の水が周辺の火山灰、土砂等を巻き込みながら泥流化し、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象である。泥流の速度は、最も速い所では 60km/h を超え、到達距離は 100km を超えることがある。積雪期の噴火時等には事前の避難が必要である。</p>
溶岩流	<p>溶岩流は、火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象である。溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。</p> <p>我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。</p> <p>過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。</p>
小さな噴石・ 火山灰	<p>小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2 mm 以上の小さなものであり、火山灰は、直径 2mm 未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。</p> <p>噴火の規模が小さい場合、噴火に伴い形成される噴煙柱は成層圏まで届かず、小さな噴石や火山灰は対流圏内の風に流されるが、大規模な噴火になると、噴煙柱は成層圏に達し、高層風に流されて風下側の広範囲に降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避するなどして身を守ることができる。</p> <p>降下火砕物の噴出量が 10 億 m³ を超えるほどの規模になると、成層圏に達した火山灰等が地球を何度も周回し、長期に渡り地球規模で気候に影響が及ぶとも言われている。</p> <p>火口に近いほど降下火砕物による被害は大きく、火口から遠い地域でも、大量の火山灰の重みで建物が倒壊する場合もある。また、交通・農業をはじめ、生活や経済活動に重大な支障を来すばかりでなく、大気中に浮遊する火山灰等により航空機の運行に支障を来すこともある。</p>

火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する現象である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄(SO ₂)、硫化水素(H ₂ S)、二酸化炭素(CO ₂)等は有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。
降灰後の泥流・土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い発生する。火山灰が堆積した山腹斜面では、数ミリ程度の降雨量でも発生する場合がある。泥流の速度は最も速い所で60km/hとなり、極めて破壊的で、これまで多数の被害を発生させている。泥流の到達距離は100kmを超えることがあり、谷地形や沢に沿ってはるか遠方まで一気に流下するため大変危険である。
山体崩壊・岩屑なだれ	山体崩壊は、火山体を構成する降下火砕物や溶岩等が内部の噴気活動や地震等によって大規模に崩壊する現象で、岩屑なだれ(岩屑流)は、山体崩壊で崩落した大量の土砂が山腹斜面を高速で流下する現象である。山体崩壊は頻度としては少ないが、現在の科学技術では、山体崩壊の発生時期や規模を正確に予測することは極めて困難である。

第3. 北秋田市周辺の活火山及び周辺の概況

十和田		
標高	690m	カルデラ縁の最高点は御鼻部山：1,011m
位置	北緯 40 度 27 分 34 秒 東経 140 度 54 分 36 秒	御倉山：三角点 (座標：世界測地系)

1. 概要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には奥瀬火砕流、約3万6千年前には大不動火砕流、約1万5千年前には八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約11kmの十和田カルデラが形成された。

約1万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の五色岩火山が形成された。その後、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口(現在2つの半島に囲まれている中湖(なかのうみ))が形成された(Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a)。

また、御倉山溶岩ドームは、約7,600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された(工藤, 2010a)。御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、1万2千年前～2,800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている(工藤, 2010b)。

2. 最近1万年間の活動

1万5千年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、断続的な噴火活動が約4,000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、約1万1千年前から現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7,600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。

最新の噴火は、約1,000年前の平安時代（古文書によると西暦915年）に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流（毛馬内火砕流）が発生した（Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010）。

出典：日本活火山総覧（第4版）気象庁編より

3. 火山活動の記録

西 暦	和 暦	活動記録
915 年	延喜 15 年	軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖

4. 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
青森県	地震計
国土地理院	GNSS
東北大学	地震計
防災科学技術研究所	地震計
気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、監視カメラ

5. 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	火山付近に耕地はないが、景勝地として観光開発が進んでいる。 水源となる河川としては大川沢川がある。
観光客	十和田湖畔温泉：約3万6千人

※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。

第2章 火山災害予防計画

第1節 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、住民一人ひとりはその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、火山災害発生時には、避難所や避難路の確認など、自らができる防災活動を始め、市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、起こりうる火山災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「県民運動」を展開していくものとする。このため、市、県及び防災関係機関は、平常時から住民に対し、「火山に関する基礎知識」、「秋田県の歴史上の火山災害とその教訓」の知識と、火山災害発生時の対応などに関する防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第2節 火山防災協議会活動計画

第1. 火山防災協議会の設置

内閣総理大臣は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定する。

市及び県は、活動火山対策特別措置法により警戒地域の指定があったときは、「火山防災協議会」を設置する。

■ 火山災害警戒地域の指定状況

火山名	県名	市町村名
十和田	秋田県 (青森県・岩手県)	能代市、大館市、鹿角市、 北秋田市 、小坂町、藤里町（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村・二戸市、八幡平市）

第2. 火山防災協議会の構成

火山防災協議会は、市、県、气象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者により構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。

第3. 火山防災協議会における協議事項等

火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。

県及び関係市町村は、火山防災協議会において、噴石の降下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討するほか、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握や安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとし、必要に応じて、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

第4. 市地域防災計画に定めるべき事項

(1) 市は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定める。

ア. 火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項

イ. 火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項

ウ. 噴火警戒レベル（令和4年3月運用開始）の運用による入山規制及び避難情報等の発令、避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項

第4編 第2章 第2節 火山防災協議会活動計画

エ. 避難場所及び避難経路に関する事項

オ. 火山現象に係る避難訓練に関する事項

カ. 救助に関する事項

キ. その他必要な警戒避難体制に関する事項

- (2) 市は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市地域防災計画に規定する。
- (3) 市は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。

第3節 防災訓練計画

第1. 訓練項目

市、県及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

1. 通信情報連絡訓練	2. 職員非常招集訓練	3. 自衛隊災害派遣要請訓練
4. 避難訓練	5. 消防訓練	6. 避難情報等訓練
7. 上空・地上偵察訓練	8. 救出・救助訓練	9. 水防訓練
10. 医療救護訓練	11. 交通規制訓練	12. 施設復旧訓練

第2. 各訓練項目において留意すべき点

市及び県は、災害に対する訓練の実施にあたっては、次の事項に留意して実施する。

1. 通信情報訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

2. 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練を実施すること。

3. 避難情報等訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する避難情報等を発令する訓練を実施すること。

4. 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、ヘリコプターによる上空偵察訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

5. 避難訓練及び救出・救助訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。また、火山噴火による降灰や噴石等により、避難が困難となった場合を想定した、住民・登山者等の救出・救助訓練を実施すること。

6. 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

7. 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第3. 登山者等を想定した訓練

火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させるなど、訓練を通じて火山防災対策の充実に努めるものとする。

第4節 防災情報の収集・伝達計画

第1. 観測体制の整備

- (1) 気象庁は、災害に結びつく自然現象の的確な把握や、気象警報・注意報等の防災情報の質的向上を図る。
- (2) 気象庁、県、市町村、防災関係機関、大学等の研究機関等は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- (3) 気象庁は、県、市町村等が防災対策を講じることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。
- (4) 気象庁（仙台管区气象台及び秋田地方气象台）は、十和田を対象に、計画的に機動観測を実施する。
- (5) 気象庁は、機動観測を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、現地の状況や現象を把握するため、機動観測を臨時に実施する。
- (6) 気象庁は、機動観測の成果を高めるため、機動観測に使用する機器の更新、維持に努める。
- (7) 気象庁（仙台管区气象台及び秋田地方气象台）、県及び火山周辺市町村は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対応が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。

第2. 火山防災情報の伝達

1. 伝達体制の整備

気象庁は、県、市、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災気象情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。

- (1) 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、十和田について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。
- (2) 仙台管区气象台（秋田地方气象台）は、十和田について、噴火警報・予報を発表する。

市及び県は、登山者への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

2. 噴火警報・噴火予報

仙台管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

なお、噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3. 噴火警戒レベル

仙台管区气象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。十和田の噴火警戒レベル（令和4年3月運用開始）を以下に示す。

■ 十和田 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル ワード (キー)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<p>【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。 <p>【過去事例】</p> <p>約6200年前の噴火（中楸軽石噴火）、915年のクライマックスの噴火（毛馬内火砕流）</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。	<p>【5-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流・火砕サージが火口から概ね20km（最大23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 <p>【過去事例】</p> <p>915年の一回当たりの噴火（中規模噴火）</p> <p>【5-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 <p>【過去事例】</p> <p>なし</p>
						<p>【4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4kmの範囲を超えた居住地域に到達する噴火の可能性。 <p>【過去事例】</p> <p>なし</p> <p>【4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 <p>【過去事例】</p> <p>なし</p>

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な地域への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。	【レベル2、3の発表について】 ・火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル4、5から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。	
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	・浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。 【過去事例】なし
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。	

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、または判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表する。

※想定火口内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。

※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

4. その他の噴火に関する予報・情報等

噴火警報、噴火予報、噴火警戒レベル以外の火山現象に関する予報・情報等は以下のとおり。

■ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等

種類	内容
噴火速報	<p>仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p> <p>噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <p>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※</p> <p>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>火山の状況に関する解説情報（臨時）</p> <p>仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p>
	<p>火山の状況に関する解説情報</p> <p>仙台管区気象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
降灰予報	<p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 8時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
火山ガス予報	<p>仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p>
月間火山概況	<p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p>

種類	内容
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第3. 火山防災マップの作成・周知

市は、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民・登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した「火山ハザードマップ」に避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民・登山者等に防災上必要な情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民に配布するとともに、観光関係機関等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及・啓発を図る。

第4. 登山届の提出

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。

第5節 入山規制計画

第1. 計画の方針

- (1) 市は、観測データの異常等により火山活動の活発化が認められる時には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。
- (2) 市は、火山活動の状況に応じ、登山者安全対策計画に基づき登山者に対する火山情報等の伝達システムの整備等を図り規制を緩和する。
- (3) 計画の作成にあたっては、気象庁が発表する噴火警報等の基準に適合した内容を盛り込む。

第2. 入山規制・緩和の実施

- (1) 市は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。
- (2) 市は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。
- (3) 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

第3. 登山者安全対策計画の内容

市は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。

ア. 入山規制・緩和基準	
イ. 入山規制実施場所等	
ウ. 情報伝達体制	職員非常招集体制 噴火警報等の伝達方法 情報伝達整備（緊急通報システム） 他市町村及び関係機関との連携体制火山活動に関する注意喚起手段
エ. 緊急下山誘導體制	下山広報体制 入山者下山誘導體制下山確認体制 関係機関との連携方法 下山者移送体制
オ. 広報	入山規制状況広報手段 入山者に対する情報伝達体制の周知方法入山者に対する登山ルート の周知徹底

第6節 農林漁業災害予防計画

第1. 計画の方針

- (1) 火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、噴火警報等及び気象警報・注意報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実と普及を進める。
- (2) 市及び県は、予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

第2. 火山噴出物対策

1. 農地

噴出物の農地への流入を防止するため、応急対策として取水口付近に沈殿池等を設ける。

2. 稲作

用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、用水がPH6.5以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。

3. 果樹

- (1) 枝や葉に付着した火山灰は水で洗い流し、同化作用の低下を防ぐ。
- (2) 土壌の酸性を弱めるため、炭酸カルシウム等を10aあたり100～200kg散布する。

4. 野菜、花き

- (1) トンネル被覆やべたかけ被覆等により降灰を防ぐ。
- (2) 火山灰は動力噴霧機等で洗浄し、炭酸カルシウム等を10aあたり100～200kg散布する。
- (3) ハウスのビニールに付着した灰は水で洗い流す。

5. 家畜

- (1) 降灰中は家畜を舎飼いし、火山灰を被らない牧草等の粗飼料を給餌する。
- (2) 火山灰を被った牧草は再生草の生育を早めるため、早期に収穫を行う。
降灰量が少なく降雨がない場合はスピードダスター等により灰をふるい落としてから利用する。
- (3) 放牧する場合は、10mm以上の降雨後、火山灰が流されたことを確認してから行う。
- (4) 飲雑用水が著しく酸性（PH5.8以下）の場合は地下水等を利用する。
- (5) 牧草地には、土壌の酸性化を抑制するため炭酸カルシウム等を10aあたり100kgを基準に散布する。

6. 内水面養殖業

- (1) 水質測定を行い、PH6.5以上を維持する工夫を行う。
- (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。

7. 林地

噴出物が下流域に流出し、これによる二次災害の発生を防止するために、治山ダム工事等を施工する。

第7節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

第1. 計画の方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること、②長期化するおそれがあること、③被害が複数の市町村に及ぶこと、④被害や影響が広範囲かつ多方面にわたること等の特徴を持っており、市、国、県、防災関係機関、観光関係機関及び学識経験者等は、連携体制を構築して情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えておく必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するにあたり、被害を最小限とする有効な具体策を確立する指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

第2. 調査研究

市、国、県及び防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調査項目
火山活動に関する調査研究	① 災害想定に関する調査研究 ② 火山活動に関する調査研究 ③ 火山噴火予知に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究
火山防災対策に関する調査研究	① 避難に関する調査研究 ② 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 ③ 二次災害に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究

第3. 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、関係機関は、火山監視観測の充実等の促進に努め、既存の観測網の適正な維持管理を行う。

第3章 火山災害応急対策計画等

第1節 噴火警報等の伝達計画

第1. 計画の方針

- (1) 噴火警報等及び気象警報・注意報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報等を、迅速かつ確実に実施する。
- (2) 通信設備が被災した場合においても、噴火警報等及び気象警報・注意報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2. 実施機関

実施機関	活動の内容
北秋田市	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の周知 2 火災警報の発表
県	噴火警報等及び気象警報・注意報等の市町村等に対する伝達
県警察本部	噴火警報の市町村に対する伝達
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所等)	噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する周知
東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株)	噴火警報及び気象警報の市町村に対する伝達
仙台管区气象台及び 秋田地方气象台	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の発表 2 噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する通知
日本放送協会秋田放送局 (株)秋田放送 秋田テレビ(株) 秋田朝日放送(株) (株)エフエム秋田	噴火警報等及び気象警報・注意報等の放送

第3. 噴火警報等の発表

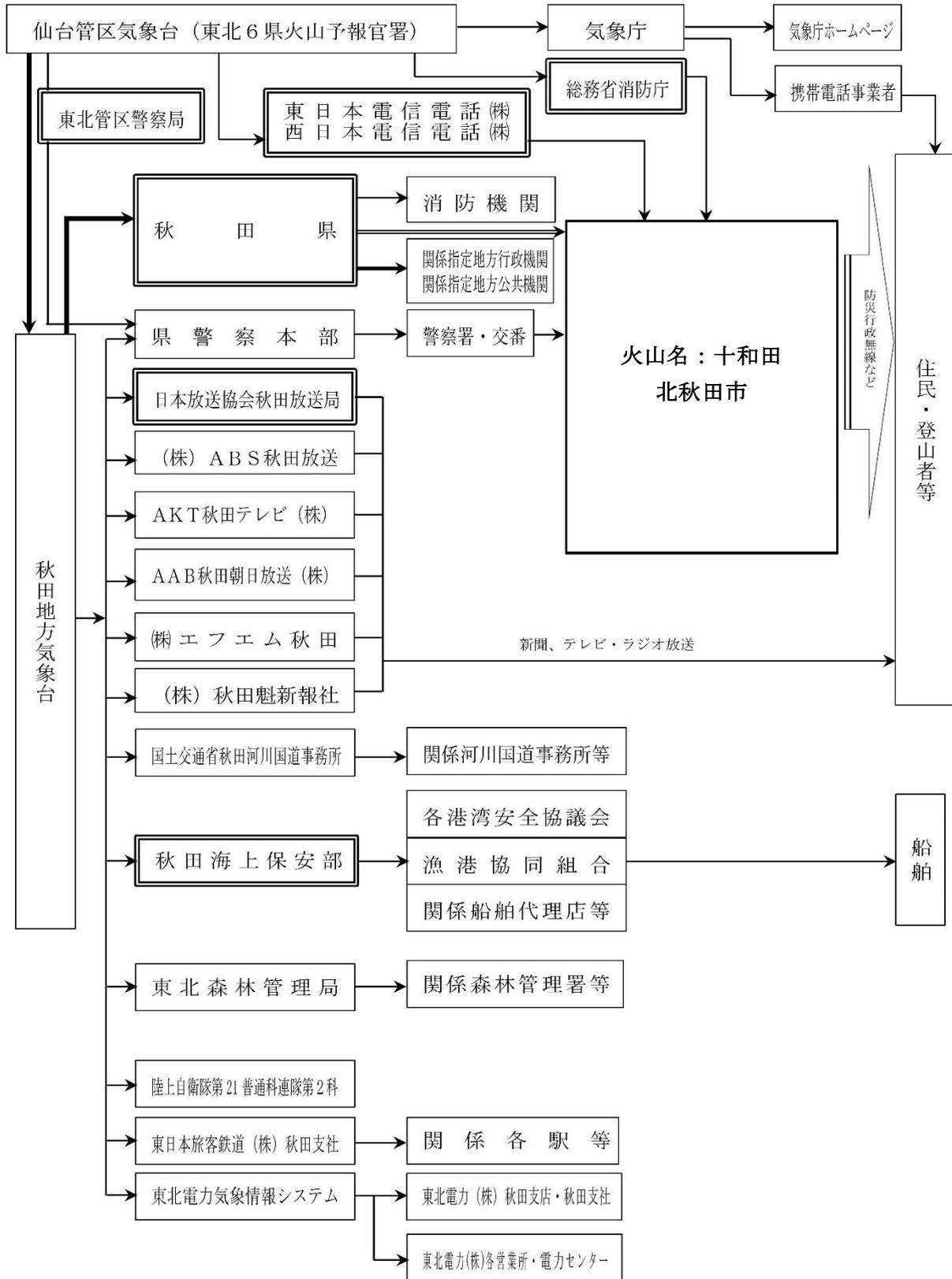
火山に異常な兆候又は現象が生じた場合、仙台管区气象台地域火山監視・警報センターは観測データに基づき噴火警報等の火山に関する情報を発表する。県及び市は、この噴火警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民・登山者等に周知するよう努める。

第4. 噴火警報等の受領・伝達

- (1) 噴火警報等は、総務部総務課及び市消防本部が受信する。
- (2) 総務部総務課は、すみやかに関係各部局課へ伝達する。
- (3) 夜間、休日等勤務時間外の気象通報等は、宿直室で受信し伝達する。

- (4) 情報の伝達を受けた場合は、すみやかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。
- (5) 住民・要配慮者利用施設に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や防災ラジオ、広報車による巡回広報、北秋田市防災情報メール、電話、FAX等により、住民に周知を図る。
- (6) 防災関係機関の措置
防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

■ 噴火警報等の収集・伝達図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表でないものを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報などが義務付けられている伝達経路

第2節 避難計画

第1. 避難の実施及び解除

1. 避難の実施

(1) 避難の実施

市長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等に基づき、住民等に対し避難情報等を発令し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。県は、当該市長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難情報等の発令を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

市は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報等の発令を行うよう努める。

(2) 警戒区域等の設定

市長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議の上、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 避難の解除

市長は、噴火警報等により危険が去ったと判断したときは、避難情報等又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難情報等の解除にあたっては、国や学識経験者の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

第2. 広域的な避難対策

避難に関し、県又は市の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、「第2編 第2章第2節 広域応援対策」及び「第8節 避難計画」によるものとする。

第3. 救助活動

火山災害発生時における救助活動については、「第2編第2章第9節 消防・救助活動計画」によるものとする。

第3節 継続災害への対応

第1. 避難計画

1. 基本方針

- (1) 市及び県は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民・登山者等に伝達するための体制を整備する。
- (2) 市は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難情報等の発令、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- (3) 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難情報等対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

2. 避難対策

市及び県等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

(1) 情報伝達体制

- ア. 噴火警報等及び気象警報・注意報等の情報伝達体制の整備
- イ. 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発・周知

(2) 避難体制

- ア. 火山監視体制の強化
- イ. 避難誘導體制の強化
- ウ. 状況に応じた避難情報等の発令、警戒区域の設定、変更
- エ. 住民への避難情報等の通報体制の整備

(3) 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

3. 避難情報等対象区域・警戒区域の一時入域計画

- (1) 市は、避難情報等対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。
- (2) 一時入域の実施にあたって、市は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市長に対し助言を行う。
- (3) 市は、避難情報等対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
 - ア. 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - イ. 判断体制
 - ウ. 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- (4) 市は、関係機関と連携し、避難情報等対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2. 安全確保対策

1. 基本方針

市及び県は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

2. 安全確保対策

市、県及び国等は噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。この際、市及び県は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため次の対策を講じる。

(1) 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- ア. 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- イ. 噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- ウ. 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

(2) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ア. 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・あっせん
- イ. 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

(3) 火山灰対応対策

- ア. 降灰にかかわる風向・風速情報の収集、伝達
- イ. 降灰による住民等に対する健康影響調査

(4) 防疫活動

- ア. 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- イ. 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

第3. 被災者の生活支援計画

1. 基本方針

市及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

2. 生活支援対策

- (1) 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援
- (2) 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援
- (3) 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- (4) 事業の維持、再建への支援
- (5) 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

第4節 災害復旧計画

第1. 計画の方針

火山災害の復旧にあたっては、被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良普及、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を作成し、早期に復旧を図る。

第2. 計画上の留意

市は、災害応急対策計画を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- (5) 事業の実施にあたり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
- (6) 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動を図ること。

第 5 編 災害復旧編

第1節 公共施設災害復旧計画

第1. 災害復旧計画の策定

施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定し、早期に復旧を図る。

また、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

第2. 公共土木施設災害復旧計画

1. 河川災害復旧計画

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは、公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推抄させる。

2. 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂等の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

3. 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調整し、保全対象により復旧対策工の規模を決定し、すみやかに復旧工事を行う。

4. 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

5. 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

6. 空港の災害復旧計画

空港は、旅客輸送の拠点であるとともに、大規模災害発生時の広域防災拠点として指定されていることから、県は、空港施設が被災した場合は、直ちに応急・復旧工事を行い、航空機の運航を確保する。

抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設に応じた復旧計画を立案する。

7. 林地荒廃防止施設災害復旧計画

県の管理する治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上、計画的に従前の機能回復のための復旧工事をすみやかに実施する。

なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

8. 上下水道施設の災害復旧計画

上下水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案し復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行った上で復旧計画を策定し、速やかに復旧工事を実施する。

第3. 農林水産施設災害復旧事業計画

1. 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべりによって生ずる農地の壊廃があげられる。

また、農業用施設の災害は、用排水路、頭首工及びため池堤体の決壊、水路溝畔、農道法面の崩落等である。

農地及び農業用施設が被災した場合には、速やかに被害状況の収集や応急対策を実施するとともに、国庫補助又は県単独事業等により早期の災害復旧工事を実施する。

また、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業などの農村地域防災減災事業を積極的に実施し、災害を未然に防止する対策を計画的に推進する。

2. 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

3. 農林施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連会合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所 40 万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

第4. 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

第5. 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時における避難所として指定されており、復旧計画の策定にあたっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 県は、市立学校の災害復旧については、以上の指導を行うほか、市の要請があれば技術指導を併せて行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

第6. 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

1. 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。

なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

2. 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

第7. 国、県による復旧工事の代行

1. 特定大規模災害等における権限代行制度

市の区域において、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ市の工事実施体制等、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、国及び県に対し市長に代わって工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

2. 指定区間外国道の災害復旧工事における権限代行制度

国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

3. 県管理道路又は市管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

県管理道路又は市管理道路について、県等又は市の工事実施体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、県又は市に代わって国が行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、国に対し知事又は市長に代わって県管理道路又は市管理道路の災害復旧に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

4. 市道の災害復旧工事における権限代行制度

県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等、地域の実情を勘案し、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認めら

れるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に対し市長に代わって市管理道路の災害復旧に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

5. 県管理河川災害復旧工事等における権限代行制度

(1) 河川の災害復旧工事

ア. 県管理河川

国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を知事に代わって行うことが適当と認められるとき、国の事務の遂行に支障のない範囲である場合に限り、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

イ. 市管理河川

市長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事実施体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、市に代わって国が行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、国に対し知事又は市長に代わって市管理河川の災害復旧に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

(2) 河川の埋塞に係る維持

知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県等又は市の河川の維持の実施体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、県又は市に代わって国が行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、国に対し知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度による支援を要請する。

第8. 災害復興計画の作成

1. 計画の方針

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後すみやかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

2. 事前復興対策の実施

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、平

常時から復興マニュアルとして整備しておくものとする。

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等、復興対策の手順をあらかじめ整理しておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

3. 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況をすみやかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

4. 震災復興方針・計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、すみやかにその内容を住民に公表する。

なお、震災復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていく。

(2) 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

復興計画は、その範囲をどのように設定するかによって、大きく広義と狭義の2タイプが考えられる。前者は、市の総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、市のイメージ実現に向けた計画的復興と言える。一方、後者（狭義）の復興計画は、都市整備に限定したものであり、さらに被災地域全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられる。

市において復興計画を作成する場合、このような計画のタイプを明確にし、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた適切な内容で構成するものとする。

5. 震災復興事業の実施

震災復興は、市と県等との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県等との密接な連携のもとに事業を推進する。

(1) 被災市街地復興推進地域の指定

市は、「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条」の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。指定の要件は次のとおりである。

ア. 大規模な火災、震災その他の被害により当該区域内で相当数の建築物が滅失したこと。

イ. 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

ウ. 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業その他建築物若しくは建築

第5編 第1節 公共施設災害復旧計画

敷地の整備、又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

(2) 震災復興事業の実施

ア. 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

イ. 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に、震災復興計画に基づき、県及び国と連携して震災復興事業を推進する。

(3) 代替え地域の指定

市は、被災により都市機能を失った地域について、代替え地域を検討し、その指定を行う。

第2節 農林漁業経営安定計画

第1. 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

1. 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農林漁業施設資金（災害復旧）

2. 林業関係

- (1) 林業基盤整備資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

3. 漁業関係

- (1) 漁業基盤整備資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

第2. 天災融資法による災害経営資金

1. 支援の内容

(1) 天災融資法

天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

■ 天災融資法

区分		融資限度額	経営資金（万円）	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		500	2,500
	一般農業者		200	2,000
林業者			200	2,000
漁業者	漁具購入資金		5,000	5,000
	漁船建造・取得資金		500	2,500
	水産動植物養殖資金		500	2,500
	一般漁業者		200	2,000

※ 事業資金は単協 2,500 万円、連合会 5,000 万円、利率 6.5%以内、償還期限 3 年以内

■ 貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3 年、4 年、5 年以内
(イ) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5 年、6 年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6 年以内

※ 貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。

(2) 激甚災害法

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

■ 激甚災害法

区分		融資限度額	経営資金（万円）	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		600	2,500
	一般農業者		250	2,000
林業者			250	2,000
漁業者	漁具購入資金		5,000	5,000
	漁船建造・取得資金		600	2,500
	水産動植物養殖資金		600	2,500
	一般漁業者		250	2,000

※ 事業資金は単協 5,000 万円、連合会 7,500 万円、利率 6.5%以内、償還期限 3 年以内

■ 貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3 年、4 年、5 年以内
(イ) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	6 年、7 年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7 年以内

2. 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者が対象

■ 対象者

(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
1. 農作物の減収量が平年収穫量の 30%以上でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上 2. 樹体の損失額が 30%以上	左のうち損失額が 50%以上
1. 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上 2. 林業施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上
1. 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上 2. 水産施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 50%以上 左のうち損失額が 70%以上

3. 問い合わせ先

市

第3. 農業経営相談所による営農再開に向けた支援

農業経営相談所（農業公社及び北秋田地域振興局農林部のサテライト窓口）は、被災農業者が速やかな経営再開ができるよう、営農再開に係る資金融資制度、復旧補助事業の情報提供や、栽培技術等の相談活動を実施するほか、必要に応じて専門家による個別訪問により相談活動を実施する。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

第1. 計画の方針

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるよう、事業資金の融資、受発注のあっせん、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2. 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- (1) 県（産業労働部、関連部局、北秋田地域振興局）
- (2) 市
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- (5) 公益財団法人あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

第3. 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

第4節 被災者の生活支援計画

第1. 計画の方針

災害により被害を受けた住民の速やかな再起が図られるよう、市及び県等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免などについて必要な措置を講ずる。

第2. 被災者支援の総合的・効率的な実施

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

加えて、市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3. 生活相談窓口の設置

災害発生直後から被災者、一般住民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から、種々の問い合わせや寄せられる要望に的確に応えるための窓口を開設する。

また、応急対策等に関する情報を住民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

1. 主な相談業務

(1) 県

- ア. 税に関すること
- イ. 被災者生活再建支援制度
- ウ. 日本政策金融公庫災害復旧貸付
- エ. 災害援護資金の貸付
- オ. 生活福祉資金の貸付
- カ. 母子寡婦福祉資金の貸付

第5編 第4節 被災者の生活支援計画

- キ. 中小企業に対する災害貸付
- ク. 農業制度融資資金の貸付
- ケ. 漁業制度融資資金の貸付
- コ. 災害復興住宅融資制度（住宅金融支援機構）
- サ. 勤労者向け住宅入居受付
- シ. 被災者に対する県営住宅の提供

(2) 市

- ア. 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応・措置を実施する。
- イ. 県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかで、かつ適切に対応する。

(3) 警察

被災地の要所に臨時相談所を設置し、安否関係情報や治安の維持に関すること及び避難所等に避難している被災者の不安を和らげるための警察安全相談を行う。

(4) 指定公共機関・指定地方公共機関

被災地の要所に臨時相談所、又は案内所等を設置し所管業務の相談を行う。

第4. 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県（産業労働部）は、職業相談、求人開拓、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

1. 早期再就職の支援

(1) 職業相談

公共職業安定所による臨時職業相談を実施するとともに、公共職業安定所に赴くことが困難な地域における巡回職業相談を実施する。

(2) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。

(3) 職業訓練等

他職種への転換希望者に対しては、職業訓練の実施、職業転換給付金などを活用し、早期再就職を支援する。

2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により失業の事後認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害法第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3. 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、

労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知にあたっては、自らの広報に加え、市及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第5. 租税の特別措置

1. 国税の特別措置

(1) 支援の内容

ア. 所得税の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で次の2つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。

(ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法

(イ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という）に定める税金の軽減免除による方法

イ. 予定納税の減額

災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。

ウ. 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予又は還付を受けることができる。

エ. 納税の猶予

災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

オ. 申告などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。

(2) 対象者

ア. 所得税の軽減

(ア) 雑損控除

災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。

(イ) 災害減免法に定める税金の軽減免除

損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の者が対象となる。

イ. 予定納税の減額

所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。

ウ. 給与所得者の源泉所得の徴収猶予

被害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の2分の1以上で、その年分の所

第5編 第4節 被災者の生活支援計画

得金額の見積額が1,000万円以下である者などが対象となる。

エ. 納税の猶予

納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産のおおむね5分の1以上の損失を受けた者又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納税することができないと認められる者が対象となる。

オ. 申告等の期限の延長

災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。

(3) 問い合わせ先

税務署

2. 地方税の特別措置

(1) 支援の内容

ア. 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。

イ. 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。

ウ. 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の申告等の期限が延長される。

(2) 対象者

災害によりその財産等に被害を受けた者のうち、一定の要件を満たす者が対象となる。
地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体により異なる。

(3) 問い合わせ先

市

第6. 国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等

1. 支援の内容

国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。

国民健康保険料	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等	事業所の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。

2. 対象者

保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や市及び国民健康保険組合に確認が必要。

3. 問い合わせ先

市、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構

第7. 応急住宅等の建設

1. 応急仮設住宅の建設

「第2編第2章第27節 住宅応急対策計画」による。

2. 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

3. 住宅金融支援機構融資のあっせん

市及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当する時は、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復旧住宅融資の促進を図る。

4. 公営住宅の修理

市及び県は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

第8. 住宅資金の資付等

1. 災害復興住宅融資（建設）

(1) 支援の内容

ア. 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資

イ. 融資が受けられるのは、原則として1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅

ウ. 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

エ. 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

(ア) 融資限度額

基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費
1,460万円	450万円	970万円	380万円

(イ) 返済期間

35年又は25年（構造による。基本融資以外は基本融資の返済期間に同じ）

(ウ) 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の

発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)

(3) 問い合わせ先

住宅金融支援機構

2. 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1) 支援の内容

ア. 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資

イ. 融資が受けられるのは、原則として1戸あたりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は、敷地地面が100㎡以上であることが必要

ウ. 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

エ. 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

(ア) 新築住宅

a. 融資限度額

基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費
1,460万円	450万円	970万円

b. 返済期間

35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）

c. 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(イ) 中古住宅

a. 融資限度額

基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費
1,460万円又は1,160万円	450万円	970万円

b. 返済期間

35年又は25年（融資タイプ・構造による。）

c. 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

(3) 問い合わせ先

住宅金融支援機構

3. 災害復興住宅融資（補修）

(1) 支援の内容

- ア. 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資
- イ. 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
- ウ. 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）。

(ア) 融資限度額

基本融資	整地費	引方移転費用
640万円	380万円	380万円

(イ) 返済期間

20年

(ウ) 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

本人が居住する住宅を補修する者であって、住宅に10万円以上の被害を受け「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる。

(3) 問い合わせ先

住宅金融支援機構

4. 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

(1) 支援の内容

ア. 住宅金融支援が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの

(ア) 返済金の払込みの据置

1～3年

(イ) 据置期間中の金利の引下げ

0.5～1.5%減

(ウ) 返済期間の延長

1～3年

イ. 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。

(2) 対象者

ア. 商品、農作物その他の事業資産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者

イ. 融資住宅が被害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者

ウ. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者

(3) 問い合わせ先

住宅金融支援機構又は取扱金融機関

5. 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

(1) 支援の内容

災害により被害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸し付けるもの

ア. 貸付限度額

第5編 第4節 被災者の生活支援計画

150万円（目安）

イ. 貸付利率

無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合）

ウ. 据置期間

6か月以内

エ. 償還期間

7年以内（目安）

(2) 対象者

低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

(3) 問い合わせ先

市、社会福祉協議会、県

6. 母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

(1) 支援の内容

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの

ア. 貸付限度額

200万円以内

イ. 貸付利率

無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合）

ウ. 据置期間

6か月以内（貸付の日から2年を超えない範囲で延長することも可能）

エ. 償還期間

7年以内

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象

(3) 問い合わせ先

市、県

7. 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の内容

ア. 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告、又は命令が出される。

イ. 改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）の工事のための費用を融資するもの

(ア) 融資限度額

1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額

(イ) 償還期間

15年以内

(ウ) 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者

(3) 問い合わせ先

住宅金融支援機構

8. 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の内容

ア. 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの

イ. 融資の対象となる地すべり等住宅には主に次のタイプがある。

(ア) 地すべりの関連住宅

地すべり等防止法の規定により知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

(イ) 土砂災害関連住宅

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

ウ. 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

(ア) 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

a. 融資限度額

移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金
1,460万円又は1,400万円 ※構造による	970万円
特例加算（一般分） 450万円	

b. 返済期間

35年又は25年（構造による。特例加算（一般分）の返済期間は、移転資金、建設資金又は新築購入資金の返済期間に同じ）

c. 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(イ) 中古住宅の購入

a. 融資限度額

購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費
1,460万円又は1,160万円 又は950万円 ※構造による	450万円	970万円

b. 返済期間

35年又は25年（融資タイプ・構造による。）

c. 金利

住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

第5編 第4節 被災者の生活支援計画

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者

- (3) 問い合わせ先
住宅金融支援機構

第9. 災害弔慰金・見舞金

1. 災害弔慰金

(1) 支援の内容

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、災害弔慰金を支給するもの

- ア. 生計維持者の死亡
500万円を超えない範囲内で支給
イ. その他の者の死亡
250万円を超えない範囲内で支給

(2) 対象者

- ア. 災害により死亡した者(①北秋田市に住民登録がある者、②北秋田市に外国人登録がある者)の遺族
イ. 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母
ただし、死亡当時、①～⑤が存しない場合には、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。
※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。

- (3) 問い合わせ先
市

2. 災害障害見舞金

(1) 支援の内容

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。

- ア. 生計維持者が重度の障害を受けた場合
250万円を超えない範囲内で支給
イ. その他の者が重度の障害を受けた場合
125万円を超えない範囲内で支給

(2) 対象者

- 災害により次のような重い障害を受けた者
ア. 両眼が失明した者
イ. 咀嚼(そしやく)及び言語の機能を廃した者
ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
オ. 両上肢をひじ関節以上で失った者
カ. 両上肢の用を全廃した者
キ. 両下肢をひざ関節以上で失った者

ク. 両下肢の用を全廃した者

ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者

※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。

(3) 問い合わせ先

市

3. 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の内容

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。

ア. 貸付限度額

世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
ア. 当該負傷のみ	150万円
イ. 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ. 住居の半壊	270万円
エ. 住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
ア. 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ. 住居の半壊	170万円
ウ. 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ. 住居全体の滅失又は流失	350万円

イ. 貸付利率

年3%（据置期間は無利子）

ウ. 据置期間

3年以内（特別の場合は5年）

エ. 償還期間

10年以内（据置期間を含む）

(2) 対象者

ア. 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象

(ア) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上

(イ) 家財の3分の1以上の損害

(ウ) 住居の半壊又は全壊・流失

イ. 次の所得制限がある。

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。

(3) 問い合わせ先

市

4. 災害罹災者に対する見舞金

(1) 目的

災害により被害を受けた罹災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(2) 支給額

ア. 死者又は行方不明者（1世帯につき）：60万円

イ. 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者：60万円

ウ. 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

被害の程度	金額
全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円

エ. 借家で現に居住している家屋の被災世帯主

被害の程度	金額
全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

(3) 対象者

ア. 災害により死者又は行方不明者を出した世帯

イ. 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者

ウ. 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯

エ. 床上浸水により住家に被害を受けた世帯

オ. ア. からエ. に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの

(4) 問い合わせ先

県（総務部総合防災課）

第10. 生活資金等の貸付

1. 生活福祉資金貸付制度による各種貸付

(1) 支援の内容

- ア. 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの
- イ. 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福祉費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内（目安）	12か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

(3) 問い合わせ先

市、社会福祉協議会、県

2. 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 支援の内容

- ア. 母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの
- イ. 災害により被災した母子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。
- ウ. 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。

(2) 対象者

ア. 母子福祉資金（次のいずれかに該当する者）

（ア）母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している者）

（イ）母子福祉団体（法人）

（ウ）父母のいない児童（20歳未満）

イ. 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者）

（ア）寡婦（かつて母子家庭の母であった者）

（イ）40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者

(3) 問い合わせ先

市

第11. 被災者生活再建支援金の支給

1. 支援の内容

ア. 自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの

イ. 支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等	大規模半壊
100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）。

2. 対象者

住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象

（※）下記の世帯を含む。

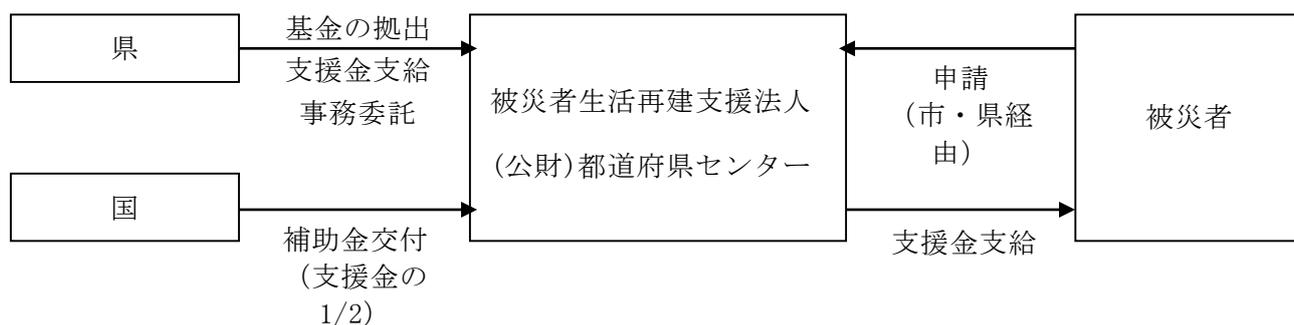
ア. 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

イ. 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯

3. 問い合わせ先

市、県

■ 支援金支給の仕組み



第12. 就学に対する支援等

1. 教科書等の無償給与（災害救助法）

(1) 支援の内容

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの

(2) 対象者

災害救助法が適用された場合において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等

学校等の児童生徒が対象

※「児童生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。

(3) 問い合わせ先

市、県

2. 小・中学校の就学援助措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの

(2) 対象者

要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）

(3) 問い合わせ先

市、学校、県

3. 高等学校授業料減免措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学金及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。

(2) 対象者

地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者が対象

(3) 問い合わせ先

市、学校、県

4. 奨学金制度の緊急採用

(1) 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用するもの

(2) 対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生

(3) 問い合わせ先

ア. 高等学校等の生徒：各学校、（公財）秋田県育英会

イ. 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

5. 児童扶養手当等の特別措置

(1) 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。

(2) 対象者

障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

(3) 問い合わせ先

市、県

第13. その他の生活支援

1. 生活関連物資の安定的な確保

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、日用品などの生活関連物資の円滑な供給が妨げられるため、対策を講ずる必要がある。

(1) 相談窓口・業者指導

- ア. 被災者総合窓口や生活センターにおいて、住民からの苦情、相談に対応する。
- イ. 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 受給調査等

生活関連物資の需給状況について調査等を行い、関係業界、国等への要請や円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

(3) 国への要請

必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の発動を要請する。

2. 郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策

(1) 郵便業務関係

- ア. 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ. 被災地あての救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ア. 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し
- イ. 郵便貯金及び国債等の非常貸付
- ウ. 被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- エ. 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- オ. 国債等の非常買い取り

(3) 簡易保険業務関係

- ア. 保険料払込猶予期間の延伸
- イ. 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
- ウ. 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ. 解約償還金の非常即時払
- オ. 保険貸付金の非常即時払

3. 放送受信料の免除

(1) 支援の内容

- ア. 災害により被害を受けた受診契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。
- イ. 免除にあたっては、NHK が調査した上で、免除の対象者が確定される。

(2) 対象者

- ア. 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者
- イ. このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。

- (3) 問い合わせ先
日本放送協会

4. 公共料金・使用料等の特別措置

- (1) 支援の内容
- ア. 災害により被害を受けた被災者に対しては、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。
 - イ. 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
- (2) 対象者
市、県、関係事業者が定める。
- (3) 問い合わせ先
市、県、関係事業者

5. 葬祭の実施（災害救助法）

- (1) 支援の内容
遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、市が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
- (2) 対象者
- ア. 災害救助法が適用された場合において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族
 - イ. 死亡した者の遺族がない場合も対象となる。
- (3) 問い合わせ先
市、県

第14. 地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第5節 義援金の受入及び配分に関する計画

第1. 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、県内外から多くの義援金が寄せられ、寄託された義援金は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金を迅速、的確かつ公平に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市がとる対応について必要な事項を定める。

第2. 義援金品の受付

市は、市民への義援金品の申し出があった場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の受付を実施する。義援金品の受付方法等については、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、県、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金品の募集及び受付が実施されることがある。

第3. 配分方法の検討

被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として、市災害対策本部会議にはかり、義援金配分のための委員会を設置する。

1. 委員会の構成

委員会は、県、市及び関係指定地方公共機関等で構成するものとする。

2. 委員会事務局

委員会の事務局は、総務部におく。

第4. 義援金品の保管

市は、寄託された被災者に対する義援金品については、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

第5. 義援金品の配分

1. 配分方法の決定

委員会は、市等の受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上、決定する。

2. 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3. 配分の公表

委員会では、被災者に対する義援金の配分結果について、北秋田市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第6節 財政負担に関する計画

第1. 計画の方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等における防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは地方財政の混乱を招き、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき又は予算上の措置により、財政負担適正化のため所要の措置を講ずる。

第2. 費用の負担範囲

1. 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

区分	法令の名称	関係条項
法令に特別の定めがある費用の負担	1. 災害救助法	第18条
	2. 水防法	第43条
	3. 災害対策基本法	第94条、第95条
	4. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第58条、第59条

2. 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

3. 知事の指示に基づいて市が実施した費用

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、市が負担することが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところにより、県が一部又は全部を負担する。

4. 国の負担又は補助範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、市又は県が負担することが不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

第3. 災害対策基金

地方公共団体は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害救助法第22条の災害救助基金、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3の積立金及び第7条の剰余金の積み立て並びに地方自治法（昭和22年法律第167号）第241条の基金についての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

第4. 起債の特例

次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第5. 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

第1. 計画の方針

激甚災害法の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定を受け、円滑・迅速な復旧を行う。

第2. 激甚災害の指定促進

1. 激甚災害に関する調査

知事は市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を行わせる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

関係各部局は、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

2. 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画をすみやかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の樹立にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、再度災害の防止を図る。

なお、がれき等の処理にあたっては、関係法令を考慮の上、適切な措置を講ずる。

第3. 激甚災害に対する財政支援措置

1. 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等（※）に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）

※公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

- (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア. 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
- イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
- ウ. 天災融資法の特例（同第8条）
- エ. 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（同第10条）
- オ. 森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）

- (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（同第12条）

- (4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（同第16条）
- イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（同第17条）
- ウ. 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（同第22条）

エ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

2. 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（同第2章：第3条、第4条）
- （2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
- （3）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
- （4）森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）
- （5）中小企業に関する特別の助成（同第12条）
- （6）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

第4. 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。

第8節 罹災証明書発行要領

第1. 計画の方針

罹災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる被害について証明するものとする。

第2. 発行手続き

1. 被害調査の実施

市消防本部及び総務部は、罹災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時などにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

2. 被災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、被災者台帳を作成する。

3. 罹災証明書の発行事務

市消防本部及び総務部は、被災者の「罹災証明書」発行申請により、上記被災者台帳で確認し、発行するものとする。

4. 区分

市消防本部－火災に関する罹災証明
総務部－上記以外に関する罹災証明

第3. 証明の範囲

1. 罹災証明の証明項目

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

- ア. 全壊、半壊、一部損壊
- イ. 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ. その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

- ア. 全焼、半焼、一部焼損
- イ. 全壊、半壊、一部損壊（爆発による損壊）
- ウ. その他

第4. 手数料

罹災証明書の証明手数料は、無料とする。

第5. 証明書

第5編 第8節 罹災証明書発行要領

罹災証明書の書式は資料編に示すとおりとする。